

令和8年3月11日

令和8年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和8年2月27日 開会

令和8年3月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和8年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和8年3月11日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	坂本 秀一君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

令和8年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和8年3月11日(水)

午前10時00分 開議

会 期 令和8年2月27日～3月18日(20日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(9名) 1 相田恵美子議員 2 高橋 邦男議員 3 伊藤 英人議員 4 原島 幸次議員 5 榎戸 雄一議員 6 森田 紀子議員 7 宮野 亨議員 8 小峰 陽一議員 9 大澤由香里議員	—

(午後4時02分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（澤本 幹男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 9 名であります。通常、一般質問は通告順により行うところですが、8 番、宮野議員につきましては、体調を考慮し、本来 7 番目の質問順であります。最初に質問を行っていただくことといたします。これに伴い、ほかの議員の質問順はそれぞれ繰下げとなりますので、ご了承願います。

なお、宮野議員は、質問終了後、退席される予定でありますので、あらかじめお知らせいたします。

それでは、これより一般質問を行います。

はじめに、8 番、宮野亨議員から 2 問の通告を受理しております。質問を許可します。
宮野亨議員。

〔8 番 宮野 亨君 登壇〕

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして 2 問質問させていただきます。

1 問目、生きる力と人権尊重の精神について。

テレビ報道で拝見した田島南小中一貫校における「生きる力」を育む教育の取組は、子どもたちが自分の身を守り、他者との関わりの中で適切に判断し行動する力を養うものであり、現代社会において大変重要な教育であると感じました。

町の教育においても知識や学力の習得に加え、社会の中で自立して生きていく力や他者を思いやり、自分自身を大切にすることを育むことがこれまで以上に求められていると考えます。

第 6 期奥多摩町長期総合計画では、自他を大切にすることや自尊感情の向上が挙げられており、これは町の教育基本方針にある人権尊重の精神とも深く関わる考え方であると受け止めています。

以下、町の見解を伺います。

①田島南小中一貫校に見られる「生きる力」を育む教育の考え方を町としてどのように捉えているのか。

②教育基本方針に掲げる人権尊重の精神を今後の学校教育の中でどのような学びや指導

として具体的に反映させていくのか、伺います。

○議長（澤本 幹男君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 8番、宮野亨議員の一般質問の1問目、生きる力と人権尊重の精神についてお答えいたします。

議員からご質問がありました「生きる教育」とは、大阪市立田島南小中一貫校で取り組む小・中学校9年間の教育プログラムで、かつて同校は、貧困、格差、虐待などの連鎖から社会経済的に困難な環境にある子どもたちや愛情の形成不全といった発達課題を抱えている子どもたちによる暴言・暴力が多発する荒れた学校だという背景がありました。

子どもたちのトラウマや厳しい環境から目を背けず、子どもたちのために公教育で何ができるかを考え、つくられたのが生きる力「生きる教育」であります。

「生きる教育」の始まりは、小学1年生でプライベートゾーンについて学び、「見ない」「見せない」「触らない」「触らせない」という約束を教えることから始まり、その後も性教育、虐待予防、キャリア教育の観点から9年間を見通したカリキュラムが設定され、自分の心と体を大切にしつつ、自己決定や自己実現、多様性を尊重する力などを身につけさせ、また、困ったときにはSOSを出していいということを一貫して伝える教育であります。

ご質問の1点目、田島南小中一貫校に見られる「生きる力」を育む教育についてを町としてどのように捉えているのかについてですが、奥多摩町では、「生きる力を育む教育」という広い定義を東京都教育委員会の教育目標、基本方針、東京都教育ビジョン（第5次）を基に人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成、自ら未来を切り開く力として示しております。

学校での指導を通して、確かな学力とともに、自己決定や自己実現、多様性を尊重する力を育むことができるよう各学校における教育課程を編成しております。

田島南小中一貫校の実践で紹介されている性に関する教育について、町では命の安全教育として教育課程に位置づけており、発達段階に応じた指導を実施しております。

ご質問の2点目、教育基本方針に掲げる人権尊重の精神を今後の学校教育の中でどのような学びや指導として具体的に反映させていくのかについてですが、人権尊重の精神とは、生命や人格、基本的人権、国、異文化理解などの土台・根底となる普遍的な精神であり、日本の全ての学校で人権尊重の精神を基盤とした教育活動を行っております。

東京都では人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法につい

て研究・協議を行うことにより、学校における人権教育の推進を図ることを目的とした人権研究協議会を職層ごとに開催しており、各学校から1名ずつ参加しております。

また、町では、人権教育担当の研修を年3回実施しており、更に西多摩郡においては、人権教育推進委員会を設置し、自治体ごとに年1回の授業実践を行っており、令和7年度は古里小学校において人権課題「性認識」「性的指向」に関する授業実践を実施いたしました。

今後につきましても東京都教育委員会の人権教育プログラムを活用し、教職員が人権感覚を磨くとともに、様々な人権課題についての理解を深め、児童・生徒の発達段階に応じて関連的・系統的な指導の工夫を図ってまいります。

○議長（澤本 幹男君） 宮野議員、再質問はありますか。

○8番（宮野 亨君） 教育用語というのは難しいですね。そこで人権尊重土台・根底となる精神は、学校はどのようなものかをもう少し分かりやすく説明いただければと思います。

○議長（澤本 幹男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 8番、宮野議員さんの再質問、人権尊重の土台・根底となる精神とは、学校ではどのようなものなのかということでございますけども、学校では教職員、子どもたちはお互いに人格を認め合い、また、運動や学習が得意、苦手などにかかわらず、一人の人間としてお互いに大切にしようことや、一人一人、自分の命、また友達の命を貴ぶことやお互いにかけてあげられない人間として多様性を認め合い、偏見や差別をなくす、また、誰もが安心して学校生活を送ることができることなど、人として豊かな人間性の育成を基盤とした教育活動が人間尊重の土台・根底と考えております。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 宮野議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

次に、2問目の質問を許します。

○8番（宮野 亨君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。認知症予防と健康増進について。

我が国では25年後には高齢者のおよそ3人に1人が認知症、または軽度認知障害（MCI）になると推計されています。町においても高齢化率は既に53%を超えており、認知症対策は重要な課題であると考えます。

認知症は、早期に気づき行動に繋げることで、進行を抑制でき、MCIの段階であれば

回復も期待できるとされています。しかし、受診への心理的抵抗感や移動・手続の負担などから、住民が気づく機会を持っていない現状もあると感じています。

こうした中、電話のみで短時間に認知機能の状態を把握できる仕組みは、認知症要望の入り口として有効であると考えます。

また、運動習慣の定着は、健康寿命の延伸や認知症予防に繋がるが、町民の方からは、男性が気軽に参加できる運動の場が少ないとの声も伺っています。

そこで、①認知症の早期発見・早期対応に繋げる取組として、電話による簡易な認知機能チェックを町の施策として導入する考えはありますか。

②認知症予防と健康寿命の延伸を一体的に進める観点から、幅広い世代が気軽に利用できる運動環境の整備について、町はどのように考えているのか。また、町有地や遊休スペースの活用を含め、小規模なゴルフ練習スペースのような新たな運動機会の創出について検討する考えはありますか。伺います。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の認知症予防と健康増進についてお答えをいたします。

町の認知症施策につきましては、令和5年度に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき実施しております。

認知症基本法は、認知症の当事者が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の当事者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するための法律であり、町においては、令和6年5月に認知症支援拠点である「来るっく〜」を開設し、認知症サポーターがチームを組み、認知症の当事者や家族が自分らしく過ごせるように、支援する取組であるチームオレンジを開始いたしました。

「来るっく〜」は、認知症本人やその家族・介護者等を支援するための交流、相談の場でございますが、認知症に関する理解を深めるため、健康な高齢者も参加して認知症予防の体操なども実施しております。

1点目の認知症の早期発見・早期対応に繋げる取組として、電話による簡易な認知機能チェックを町の施策として導入する考えはあるのかについてですが、認知症は早い段階から適切な治療を受けることで改善が可能なものや進行を遅らせることができる場合があります、症状が軽いうちに本人や家族等が認知症への理解を深めることで今後の生活の備えが可能

となるため、認知症の早期発見・早期対応に繋げる取組は重要な施策であると認識しております。

議員ご質問の電話による簡易な認知機能チェックにつきましては、認知機能に不安のある方が所定の番号に電話をかけ、ガイダンスに従い質問に回答することで、脳の健康チェックができる民間事業者が提供するサービスであります。

一方で、町における認知症の早期発見・早期対応に繋げる施策につきましては、認知症検診事業を令和8年度から実施する予定であります。事業の詳細は、今定例会の予算特別委員会でご説明いたしますが、医師、または看護師が認知機能に不安のある方を対象に認知症検診を実施することで、認知症の早期発見・早期対応により症状の進行を緩やかにするとともに、必要な知識やサービスの準備をすることで生活の備えに繋げることを図ってまいります。

議員ご質問の電話による簡易な認知機能チェックにつきましては、今後、有効性などを検証してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の認知症予防と健康寿命の延伸を一体的に進める観点から、幅広い世代が気軽に利用できる運動環境の整備について町はどのように考えているか。また、町有地や遊休スペースの活用を含め、小規模なゴルフ練習スペースのような新たな運動機会の創出について検討する考えはあるかについてですが、町の認知症予防の施策につきましては、「来るっく〜」において認知症予防の体操やゲームを毎週実施するとともに、令和7年度からは認知症予防に効果がある健康マージャンを毎月実施するなど、高齢者の認知症予防に対して幅広く取り組んでおります。

また、「かんたん体操」「元気アップおきたま事業」などの健康づくりに関する事業のほか、通所による事業として「にっ古里」「来るっく〜」「ヘルシー体操」等の事業を実施しております。その中でも、特に「にっ古里」は適切な筋力トレーニングによる筋力維持増強により転倒防止、姿勢保持能力向上、移動能力向上など、高齢者の生活の質を維持向上させることを目的として実施しており、多くの高齢者に積極的にご利用いただいていることから、健康寿命の延伸に繋がっていると考えております。

ご質問の幅広い世代が気軽に利用できる運動環境の整備及び町有地や遊休スペースの活用による新たな運動機会の創出につきましては、地域や住民のニーズ等を把握する必要があるとともに、その財源の確保が重要となりますので、議員からのご提言も参考に、引き続き幅広い世代の方が参加しやすく、健康意識の向上が図れる事業を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 宮野議員、再質問ありますか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 1問目は分かりました、②のほうで、健康意識向上が図れる事業推進につきましては分かりました。

私としてはもう少し具体的な一例として、あきる野市にある会員制の小さなゴルフ場を挙げます。ここは高さ10m、横10m、奥行き30mぐらいの予算的には900万円ぐらいでできるんじゃないかと思っている、それを想定した打ちっ放しの練習場なんです。繰り返しになりますけど、このような施設は若い世代から高齢者まで幅広い世代が気軽に利用でき、健康増進や運動不足の解消、ストレス発散に繋がるものであり、地域住民の交流の場としての役割も期待できるものと考えます。

住民ニーズの把握や財源の確保が必要であることは十分理解しますが、だからこそ、具体的に可能性を示しながら検討する、進めていくことが重要なのではないのでしょうか。

町民の健康づくり、地域の活性化という観点からも、こうした施設の可能性について前向きに調査検討を進めていただきたく、そのことを再質問といたします。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 8番、宮野議員の再質問にお答えいたします。

議員からは、あきる野市にある小規模なゴルフ練習場のご紹介をいただきました。福祉保健課が行う健康づくり事業といたしましては、先程町長の答弁にもございましたとおり、かんたん体操、元気アップ奥多摩事業などのほか、通所による事業とし、「にっ古里」「来るっく〜」「ヘルシー体操」等の幅広い世代が気軽に参加できる事業を中心に実施してございます。

福祉保健課といたしましては、ゴルフをされる方など、特定の方が利用する施設ではなく、幅広い世代の方が気軽に参加しやすく、健康意識の向上が図れる事業を推進してまいりたいと考えておりますので、議員からのご提言につきましては、今後の新たな事業展開を検討する上での参考とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 宮野議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○8番（宮野 亨君） すみません、ここで退席させていただきます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、8番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、4番、相田恵美子議員から2問の通告を受理しております。まず1問目の質問を許します。4番、相田恵美子議員。

〔4番 相田恵美子君 登壇〕

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告により1件目の質問をさせていただきます。今議会1日目に師岡町長から令和8年の施政方針を頂戴いたしました。私から施政方針について5点質問させていただきます。

1点目でございます。集落支援員について。令和7年度から導入された集落支援員、地域の実情や集落の課題を把握し、目配りを行うコーディネーターです。新たに設置される地域防災課が所管課となるということではありますが、持続可能で活力のある地域づくりのための業務の推進を今後どのように担っていくのか、お伺いします。

2点目としまして、移住・定住施策について。移住体験住宅の建設が新事業として行われるということではありますが、定住に繋げるための支援策をどのように講じていくのか、お伺いします。

3点目といたしまして、子ども応援事業について。この事業は、奥多摩町子ども計画を基に、これまでの子育て施策15項目をリニューアルした子どものための支援、子どもへの投資との位置づけであります。その趣旨や町の考えをどのように住民に周知されるのか、お伺いします。

4点目でございます。観光産業振興計画について。第6期長期総合計画にうたう将来像の1つである挑戦できる奥多摩やコンセプト「活性化」を実現するための産業振興施策の今後の方向性を定める観光産業振興計画の策定に観光立町である奥多摩町が期待することを伺います。

5点目としまして、新庁舎建設整備事業についてでございます。当初の計画を大きくを上回る費用を要する見込み、多額の町債を発行し、借入れを行う必要が生じるが、これを負債と思わず、町の未来への投資と考えると町長の見解が示されました。今後、建設計画の進捗状況を含めた現状を町民に対して説明等の機会を設ける必要があると考えますが、町長のご意見をお伺いいたします。

以上、5点であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、相田恵美子議員の一般質問の1問目、施政方針についてお答えいたします。

1点目の集落支援について、新たに設置される地域防災課が所管課となるが、持続可能

で活力のある地域づくりのための業務の推進を今後どのように担っていくのかについてですが、地域防災課につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、自治会関連業務と防災業務を一体的に推進し、地域と更に連携して住民の安全・安心を実現することを目的として、今回新たに設置いたしました。

この地域防災課では、自治会関連業務や生活館関連業務、防災・消防関連業務のほか、ご質問をいただきました集落支援員関連業務も併せて担当することにより、自治会などの地域組織の皆様とともに持続可能で活力ある地域づくりを推進していくこととしております。

ご承知のとおり、集落支援員の活動につきましては、市町村職員と連携し、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を行うこととされており、地域との関わりが非常に重要であるとともに、特に自治会との連携、協力は不可欠となりますので、今回の組織改正に当たり、自治会関連業務と集落支援員関連業務を一体的に進めていく必要があると考え、地域防災課の業務として位置づけております。

また、自治会連合会においても、人口減少や高齢化の進行による地域コミュニティの維持に向けた課題等についての話し合いが行われており、昨年8月には、自治会連合会による独自のアンケート調査を実施し、その結果とともに課題解決に向けたご意見、ご要望をいただいております。

ご要望の中には、集落支援員の役割の明確化や地域の実態把握へのご要望もあり、また、自治会連合会長からも集落支援の活動については前向きに協力していきたいとお話もいただいております。

町といたしましては、集落支援員の今後の活動も含め、新たに設置する地域防災課を中心に、自治会連合会と連携・協力していくとともに、持続可能で活力のある地域づくりを推進し、庁内全体で諸課題に取り組んでまいります。

次に、2点目の移住・定住施策について、移住体験住宅の建設という新事業が行われるが、定住に繋げるための支援策をどのように講じていくのかについてお答えをいたします。

移住体験住宅事業につきましては、2月20日に開催いただきました議会全員協議会での担当課からの説明と答弁の内容が重複する部分もあろうかと思いますが、ご容赦をいただきたいと存じます。

移住体験住宅につきましては、単に宿泊体験の場として整備するだけではなく、当町での暮らしを具体的に実感していただき、将来的な定住に繋げていくことが重要であると考えております。

このため利用者に対しては、町民との交流の機会づくりや生活環境、子育て環境などに関する情報提供を行うことで、当町の暮らしを具体的にイメージしていただき、定住に繋がるよう支援してまいります。

具体的な支援内容といたしましては、先輩移住者や地域の方との意見交換の場を設けるなど、実際に移住された方の体験談や住民の声を聞くことで、当町での暮らしをイメージしやすくなり、移住後のミスマッチを防ぐことに繋がると考えております。

また、空家情報の提供など、住まいの確保に向けた支援も検討していく必要があると思いますが、具体的な支援の内容や施設の活用方法につきましては、今後、利用状況や利用者のニーズも踏まえ、事業を進める過程で検討し、推進してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の子ども応援事業について、子ども応援事業は、子どものための支援、子どもへの投資との位置づけだが、その趣旨や町の考えをどのように住民へ周知していくのかについてですが、子ども応援事業につきましては、主に町内の小・中学校に通う子どもの教育に関わる費用を町が負担し、子どもの未来を応援する事業として、これまでの保護者への直接的な支給事業から保護者の子育てに関わる支出を抑える支援を主として拡充し、併せて申請のフローも見直すことで、保護者負担の軽減に繋がるものとして、新たに実施する事業でございます。

本事業の住民皆様への周知につきましては、広報おくたまやホームページに掲載するほか、回覧等でもお知らせを行う予定でございますが、私自身も事あるごとに町の子育て支援への取組を丁寧に説明してまいります。

また、本制度の対象となる方は、主に18歳以下の児童とその保護者となりますが、これまでの子ども・子育て支援推進事業から大幅に内容が変更となりますので、事業内容を紹介する印刷物を作成し、対象となるご家庭には3月下旬に個別で郵送いたします。

また、本事業につきましては、若者の移住・定住化施策においても重要な事業となりますので、引き続き分かりやすい情報提供に努め、問合せ等に対しても丁寧に説明を行ってまいります。

次に、4点目の観光産業振興計画について、町の産業振興施策の今後の方向性を定める観光産業振興計画の策定に町が期待することについては、観光立町を標榜する当町として、第6期長期総合計画にうたう将来像である「自然の中で わたしがくらし つながり 挑戦できる おくたま」やコンセプト「活性化」を実現するため、観光施策及び農業、林業、水産業等も含めた町の産業振興施策の今後の方向性を定める観光産業振興計画

の策定は重要であると考えております。

特に、第6期長期総合計画に定める施策の方向性及び取組例の中で、観光資源の開発・活用、起業の支援、観光客だけでなく関係人口も参加できる事業の開拓、地元商店との連携や駅前を中心としたにぎわいづくりなどの実現に向けた具体的な事業展開について、そして、それらの策定においては、今回の長期総合計画と同様に、観光業に限らず、農林水産業の振興のほか、横断的な計画となるよう、更には6次産業化の視点、地域資源を活用し新たな付加価値も生み出すような提言も期待するところであります。

次に、5点目の新庁舎建設整備事業について、今後、建設計画の進捗状況を含めた現状を町民に対して説明等の機会を設ける必要があると考えるが、町長のご意見を伺うについては、新庁舎建設工事につきましては、3月5日に再入札を執行し、契約予定業者が決定いたしましたので、本定例会の会期中に契約案件として上程を予定しており、ご審議をいただき、ご決定を賜りましたら本契約を締結し、本格的に建設工事に着手してまいります。

町民皆様には広報4月号により契約内容等をお知らせするとともに、今後の工事の進捗状況等につきましては、写真や図面等も活用し、広報紙や町ホームページなどにより随時情報をお知らせしてまいります。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。1点目と2点目と5点目について再質問をさせていただきます。

まず1点目についてですけれども、集落支援員、今年度令和7年度は1名でしたけれども、今後増やす予定はあるのかということと、自治会を中心に連携しながら行っていくというお話でご答弁がありましたけれども、ある方から、以前にいたところで地方にいたときに集落支援員の方の紹介で、その方は古民家に住むことができたので、奥多摩でも集落支援制度が定着してほしいというご意見があったんですけど、そのような取組もできるのかということ、この2点、再質問をさせていただきます。

2点目の移住・定住施策についてでございます。町長からは、東京都と連携して地域で活躍する移住者、関係人口と地域住民が連携した取組などを広く発信するとともに、空家の利活用を積極的に展開と施政方針の中でいただきました。

町民の方からは、町の移住対策も、新しい人を呼び込むことも大切だと思うが、今いる人たちを確実に定住させていく施策が必要ではないかというご意見をいただいております。せっかく転入してきても、また転出してしまうような悪循環が生じているのではというこ

とが懸念されますけれども、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

5点目についての再質問でございます。3月の5日に入札が決まったというお話でございますけれども、建設費が倍近くまではいなくても、かなり高騰しております、町民の方からもこのままでいいのかというようなご意見をいただいております。本格的にこれから進めるということですが、かなり建設費が上がっていることに対する説明はじかに場を設けて、町長じきじきに町のほうからの説明があってもよいのではないかと思いますけれども、その辺はどのようにお考えになりますでしょうか。

再質問以上です。お願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4番、相田議員からの再質問にお答えをいたします。

まず1点目のご質問の集落支援員についてでございます。令和7年に現在1名の方を任命させていただきまして活動していただいております。ご質問としては今後、集落支援員のほうを増やす予定はあるかというご質問かと思えます。

現状、令和8年度の予算のほうにも計上してございますが、1名で令和8年度も活動する予定でございますので、現時点では増やす予定はございません。

ただ、今後の活用状況を見ながら増やす必要があるのであれば、そこは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、自治会と連携して今後活動していくという中で住民の方の声ということでご紹介いただきまして、集落支援員制度とその方が移住・定住に繋がっていくのかという考えはあるかというお話でございます。

現在、活動されている方も町外に住まわれている方ということで、その方はご自宅が町外にありますので、そういった取組は無理かなと思いますけれども、今後、増員を考えていく中では、当然そういった考え方も1つの選択肢としてあるかなというふうに考えてございますので、そこは今後の事業展開によりまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、3点目のご質問も企画財政課のほうの所管となりますので、お答えをいたします。庁舎建設整備事業費につきまして、ここで入札のほうが落札をいたしまして、今定例会に追加議案として上程をさせていただく予定でございます。

その中で建設費が高騰しているということで、こちらの建設費の高騰の要因につきましては、議員皆様には11月の議会全員協議会の中で要因等もお話をさせていただいたところでございます。

その中でご質問といたしましては、高騰になった理由等を住民皆様に改めて場を設けて、町長じきじきに説明をする必要があるのではないかというご質問でございます。住民皆様には改めて場を設けて説明をするという考えは現時点では、町長じきじきというところも含めてなんですけれども、予定はしてございません。

ただ、先程町長答弁にもございましたとおり、4月号には入札の結果、契約内容等も含めて高騰になっている要因については一部触れさせていただきながら、報告はさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、今後建設を進めていく中で、当然進捗状況につきましては、住民皆様には広報だとか、町ホームページを活用させていただき、進捗状況のほうの報告を考えているところでございますので、それにつきましては随時情報発信をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 4番、相田議員の再質問の2点目になります。移住施策についてということでお答えをさせていただきます。

今いる人たちも確実に定住させるような、転出を抑制するような施策も必要ではないかといったようなご質問かと思いますが、今回町のほうで予定をしております移住体験住宅、こちらにつきましては、町外から移住していただく方が町のほうの暮らしを体験していただいて、移住後にもスムーズに生活できるようにといったような事業でございます。

町内の方、今住んでいる方の転居先ですとか、転出を抑えるというところにつきましては、これまでもいろいろとご意見等いただいております、町のほうとしてもいろいろと検討はさせていただいているところでございます。

この移住体験住宅とはまた別に、今いる方たちの転居先ですとか、そういったところにつきましては空家バンクの事業ですとか、子育て応援住宅等も含めて、今後また更に検討していきたいというふうに考えております。

現状でこういった事業かというところはお答えすることは難しいんですが、ここで子育て支援施策のほうも見直しをさせていただきましたので、そういったところのPRと併せて今後は移住・定住の施策につきましても研究・検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありま

すか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 1点再々質問をさせていただきたいと思います。

今般の世界情勢、国内状況を見ますと、これから物価高も当然のようにいろんなものが上がってくると思われますので、町民に対しては新庁舎建設に対して、やっぱり丁寧に説明していく方向が大切ではないかと思えます。広報等でお知らせということも、それも大切だと思いますけれども、やはりある時期に、途中でよろしいので、建設計画の進捗状況をしっかりと町民に説明する、場を設けなくてもホームページとか見られない町民の方のためにも具体的に知り得るような状況をつくる必要があると思えますけど、しつこいようですけど、その点に対していかがでしょうか

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 相田議員からの再々質問にお答えいたします。

住民に丁寧に進捗状況をお知らせすると、これは町としても必要なことだというふうに認識してございます。途中の経過の建設計画、場を設けなくても具体的に分かりやすくというご質問かと思えます。

こちらにつきましては確かにホームページを見られない住民の方もいらっしゃるというところもありますので、広報だけでもし収まらないようであれば、回覧みたいな形で、先程町長の答弁にもございました写真だとか、図面だとか、そういったところを活用してお知らせをしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） では次に、2問目の質問を許します。

○4番（相田恵美子君） 2件目の質問でございます。香害について。

香害、香りの害です。香害とは柔軟剤、消臭スプレー、合成洗剤、香水、芳香剤などの製品に含まれる合成香料、いわゆる化学物質により不快感や健康被害が生じることです。香りの好き嫌いではなく、日常生活に支障を来す健康問題、社会問題として認知されつつあります。

症状としては、頭痛や目まい、吐き気、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ、アレルギー症状など多岐にわたります。化学物質に反応して体調不良になる化学物質過敏症の症状の一つとも言われております。

2021年に国は香害啓発ポスターを作成、2025年には学会調査によって小・中学生の1割が香害を経験しているということが判明しております。

香害は一部の人だけの問題ではなく、公衆衛生上の問題として明らかであり、柔軟剤の普及等とともに社会問題化していることは否めません。当町でも看過できない問題であり

ます。

以下2点ご質問させていただきます。

1点目としまして、香りの強い製品の適正な使用や香りのマナーについて町として啓発を行うお考えはありますでしょうか。

2点目といたしまして、学校教育の中で香りについて指導はどのようにされていますでしょうか。

2点ご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の香害についてお答えをいたします。

香害とは、よかれと思って使っている柔軟剤や香水の香りが誰かにとっては頭痛や吐き気、更には化学物質過敏症などを起こす原因となるという問題であり、この問題の難しさは、加害者側には悪気はない、むしろ清潔感のためによかれと思っていることと、香りの感じ方には個人差があるため、被害が見えにくいことにあると言われております。

1点目の香りの強い製品の適正な使用や香りのマナーについて町として啓発を行う考えはありますかについてですが、国では、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁で「その香り・困っている人もいます」というポスターが作成されており、医療従事者関係団体を通じて医療従事者等に対し、情報提供、施設等への掲示が依頼されました。このポスターが作成されました当時は、国や東京都から周知・啓発を目的として町にも配布があったものと思われまます。

ご質問の町独自の啓発活動は、職員の香りに対する専門的知識の不足などから難しいところではありますが、今後、同様の依頼がありました際は、役場庁舎をはじめ、各公共施設にポスターなどを掲示し、周知・啓発するとともに、東京都や近隣市町村の状況を参考にして町ホームページ等で周知できればと考えております。

2点目の学校において香りが他者の健康及ぼすことについて、児童・生徒、保護者への周知はどのようにされていますかについてですが、1点目のご質問と同様、現在、東京都教育委員会等から周知啓発の依頼がないことから、児童・生徒、保護者へチラシ等での周知は行っておりませんが、日頃から教員が児童・生徒の衣類等からきつい香りを感じたりすることはありません。

中学校では、生活の決まりに整髪料は無効性、リップクリームは無臭のものとしております。また、夏に使用する制汗スプレーやウェットティッシュも無臭のものとしておりま

す。

香りについては、自分がよい香りと思っても他者にとっては不快と感じ、場合によっては気持ち悪くなってしまうこともあり、それによって授業等の教育活動に支障が出てはいけないので、生活の決まりにつきましては、年度はじめに学活等で担任から指導しております。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。再質問させていただきます。

まず1点目の町としての啓発を行う考えはありますかのところの再質問でございます。職員による啓発活動は専門的な知識不足から難しいというご答弁でありましたけれども、実際に香害に苦しむ住民の方を思って健康的な生活ができるように、まずは町職員が専門家のお話を聞いて理解を深めて知見を共有するという取組が必要だと思います。先程ポスターの掲示であるとか、ホームページの掲載とかのお話でしたけれども、実際に青梅市やあきる野市はホームページ等にも掲載されておりますが、町としてこのような啓発は不可欠だと思いますが、具体的にどのようにお考えになられるのか、お伺いします。

2点目の再質問といたしまして、学校の中では特にそういう問題はないということでもございましたけれども、都の教育委員会からは、周知啓発の依頼はないということですが、日常のよい香りが子どもたちの健康に悪影響を与えているということがこれは全国的な問題になっております。

中学校では生活の決まりの中で整髪料やリップクリームは無臭のものとされているとのご答弁でございました。無香料、無臭とそれ自体がいわゆる香害の防止に資する行為であるということは、生徒たちに明確に理解させていく必要があるのではないかと思います。単にルールとして無臭製品を使うと伝えるだけでなく、その背景にある他者への配慮や健康、生活環境への影響を説明することが重要であると思います。先程の宮野議員の一般質問にもありましたけど、人権尊重の精神もこの1つだと思います。このことについて町の見解を伺います。

もう一件です。給食当番が配膳時に身につける白衣なんですけども、白衣の柔軟剤の匂いによって不快に感じているというお話も聞いております。これからは共有する白衣ではなく、個人持ちでのエプロンであるとか、そういう取組が必要になってくるのではないかと思いますけど、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

以上3点です。よろしくお願ひいたします。

○議長（澤本 幹男君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 4番、相田恵美子議員の再質問1点目にお答えさせていただきます。

例年、町では年に3回ほど、奥多摩町含めて多摩地域の町村の環境担当課長会という会議がここで開催されておりまして、瑞穂町と日の出町と檜原村と奥多摩町の4町村と東京都の環境局の本庁の課長さんですとか、立川にあります多摩環境事務所の副所長以下課長職の方と集まる機会がありまして、そこは4町村と環境局のみという会議でございますので、多摩の30市町村が集まるような会議と違って、近しい関係になって情報も得られやすいと感じております。

そのようなときに東京都環境局ですとか、ほかの町村の方々から香害に関する情報ですとか、助言などをいただいて、今後町のホームページですとか、ポスター、また広報の掲載など、そのようなことで周知ができればと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4番、相田議員さんの2問目のご質問ですけれども、内容としまして他者への配慮や健康生活関係の影響を説明することが重要である、どのような見解かというご質問です。

町内の小・中学校におきましては、他者への配慮、健康、生活環境につきましては、様々な教科を通して学習をしております。道徳科では相互理解、寛容でいろいろな物の見方や考え方があることを理解する学習、また、特別活動では、学級や学校におけるよりよい生活に向けての話合い等、家庭科では、健康、快適、安全等の視点から実生活を想定し、学習をしております。

今後これらの学習を通して子どもたちが考え、判断する力を育成していきたいと考えております。

3点目の白衣につきましては、近々テレビ等でも報道されているところで、自分のほうでも質問がありましたことから学校のほうにも聞いております。学校のほうでは現在、特にそのような匂いを感じたり、また体調を崩すような子どもさんはいない状況です。

町におきましても私の頃からも毎週給食当番が家庭に白衣を持ち帰って洗濯して、翌週はまた次の給食当番がそれを使っている状況です。繰り返しになりますけれども、特に香り等で体調を崩す子どもさんたちもいない状況です。個人持ちのエプロンになると、また保護者等も負担がその分増えることになりますので、今後はその点につきまして注視していきまして、学校でも必要に応じて保護者等にも周知していくつもりでおります。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 相田議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○4番（相田恵美子君） ありがとうございます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、4番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開とします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、高橋邦男議員から2問の通告を受理しております。質問を許します。9番、高橋邦男議員。

〔9番 高橋 邦男君 登壇〕

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

では1番目、小河内ダム竣工70周年に向けて質問したいと思います。

今、小河内ダムのほうも水位が下がって、生まれてはじめて見るような水位の低さにびっくりしています。昭和32年11月竣工の小河内ダムは来年70周年を迎えます。年度でいうと再来年になるんですけど、一応来年ということですよ。

小河内ダムが大正末期に当時の東京市が将来の人口増に伴う水需要に備え、その水がめとして建設の計画を立ち上げ、長い年月を経て完成し、都民の水源地を担ってきました。

ただ時がたち、現在は都民の水源地は、80%を利根川水系に依存していますが、利根川水系の渇水時や事故など、非常時のための水源地として都民の最後のよりどころであり、発電用としても活用され、重要な役割を果たしています。

小河内ダムの建設では、多くの旧小河内村の人々が移転を強いられ、ふるさとを追われています。また、工事においては87名の犠牲者も出てしまいました。私は、小河内ダムが多く犠牲を払って完成した歴史、それから人が生活していく上でかけがえのない水源地であることを忘れてはならないと思っています。

そこで質問します。

1つ目、町は、小河内ダムが存在をどのように捉えていますか。

2つ目、小河内ダム竣工 70 周年に当たり、町は町内外の皆さんに何を発信しようとしていますか。

以上、2問お願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9 番、高橋邦男議員の一般質問の 1 問目、小河内ダム竣工 70 周年に向けてにお答えをいたします。

1 点目の町は小河内ダムの存在をどのように捉えていますかについてですが、小河内ダムは東京の水需要の増大に対応するため、昭和 32 年 11 月 26 日に竣工した我が国最大級の水道専用ダムであり、その豊かな水辺環境は、奥多摩湖の愛称で広く親しまれております。

この小河内ダムは、戦局の影響を含め、長い歳月を経て、また、地元に住んでおられた 945 世帯の住民の移転並びに工事における 87 名の尊い犠牲のもと、昭和 13 年の起工から 19 年あまりの歳月と約 150 億円の総工費をもって完成いたしました。

改めまして、小河内ダム建設のために移転を余儀なくされた 945 世帯の方々に敬意を表しますとともに、工事に当たって尊い犠牲となられました 87 名の方々に心からご冥福をお祈りいたします。

議員からご説明がありましたとおり、小河内ダムの完成当時、東京の水源は主に多摩川水系に依存しておりましたが、現在は都の水源の約 20%となっております。

しかし、小河内ダムは東京都独自の水源として、利根川水系の渇水時や事故時には放流量を増やすなど、都民の安定給水の確保に重要な役割を果たしております。

この小河内ダムが将来にわたり良好な水質を保全し、首都東京に安全でおいしい水を供給する貴重な貯水池として重要な役割を担うとともに、町にとっては観光の一大拠点施設でもあることから、水と緑のふれあい館やいこいの路、山のふるさと村などを通じて、より親しまれる水道水源施設としていくことが大切であると捉えております。

次に、2 点目の小河内ダム竣工 70 周年に当たり、町は町内外の皆さんに何を発信しますかについてですが、昭和 32 年 11 月に竣工した小河内ダムは、来年の令和 9 年 11 月で 70 年を迎えます。これまでも平成 19 年度にはダム竣工 50 周年、平成 29 年度にはダム竣工 60 周年と東京都水道局主催のもと、記念行事等が実施されてまいりましたので、令和 9 年度にも 70 周年の記念行事等が予定されるものと思われませんが、現時点でその内容等

は公表されておりません。

小河内ダム竣工 70 周年につきましては、町といたしましても小河内ダムの歴史を振り返り、自然環境の大切さなどを再認識していただく絶好の機会であると考えており、東京都が行う記念行事等に協力するとともに、東京都や関係機関と連携し、その情報発信に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 高橋議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 1問お願いします。

今の答弁で、東京都のほうはまだどういふものをやるか、公表していないと。確かにまだ1年以上先のことであるし、それから 70 周年というのもそんな大きな節目でもないということで、多分東京都のほうはそんなに重くは見ていないかなというふうに思っています。

これも答弁の中にありましたけど、町の立場ということで、東京都が行う記念行事等に協力すると。そして、関係機関と連携して情報発信をしていきたいというような答弁だったんですけど、私はそれはちょっと違うんじゃないかなと思うんです。町が協力する立場ではなくて、逆に東京都が腰を上げるぐらいに働きかけるのが奥多摩町の役目じゃないかなと思っています。小河内ダムは確かに都の管轄かもしれませんが、所在は奥多摩町にあるわけですから、地元として何かやっぱり訴えてほしいなというふうに思っています。

自分は、大きなイベントをやれということを行っているわけじゃなくて、町民の皆さん、或いは都民の皆さんに少しでも小河内ダムの建設の歴史、それから、大きな犠牲を払った方々の思いを知っていただきたいなというふうに思っているんですね。例えば町民の皆さんを対象に、ダムサイドにあるエレベーターに乗って、真下から堰堤を見上げるとか、或いは巡視船がありますね。ちょっと話が飛んじゃうんですけど、この前、「奥多摩の教育」243号、一番最後のページちょっと見させていただいたんですけど、今年の11月に古里小と氷川小の4年生が合同で社会科見学をしたんだんですけど、その行き先が小河内ダムとそれから羽村の堰、水の大切さとか、水の施設の見学というんですか。それで巡視船に乗らせていただいたという記事が載っていました。

ですから、ちょっとハードルは高いかもしれませんが、巡視船に乗って湖面から奥多摩の山を見ると。それは個人的に乗ってみたいなというのはあるんですけど、町民の皆さんにもぜひそういうものを体験することによって、小河内ダムをもうちょっと見直していただきたいなと。

或いは、今、水と緑のふれあい館の中で展示されています旧小河内村関係の展示物も、

例えば文化会館とか、或いは福祉会館に出張展示というんですか、そういうことで皆さんに見ていただくということもいいのかと思うんですね。

ちょっと話が長くなったんですけど、質問なんですけど、当初言ったように協力する立場じゃなくて、町が中心になってやるか、或いは東京都が腰を上げるように働きかけるかということに対して町の考えをお聞かせください。

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 9番、高橋議員からの再質問にお答えいたします。

小河内ダム竣工 70 周年の記念事業につきましての再質問ということで、議員からは、町が協力ではなく積極的に東京都のほうに働きかけてほしいというようなお話と、事例を出していただいて、ダムのエレベーターに乗ってダムの下から眺めを体験したり、巡視船のほうに体験で乗車できないかというような取組だとか、文化会館、福祉会館で出張展示できないかというようなご提案もいただいたところでございます。

小河内ダム竣工 70 周年記念事業につきましては、先程町長からの答弁にもございましたとおり、若干重複する再質問に対するお答えになってしまうかもしれませんが、東京都水道局のほうから現時点で公表のほうはまだなくて、また、私のほうでも東京都水道局のほうに確認をしたところ、現時点では記念事業の実施の可否もまだ決定していない状況ということであります。

しかしながら、高橋議員がおっしゃるとおり、70 周年の節目に当たり小河内ダムの歴史を振り返り、町民だけではなく、都民皆様にも重要な水源施設であることを再認識していただく絶好の機会であると考えてございますので、議員からご提案のございました取組も含めて、町として東京都水道局のほうに働きかけを行ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今、企画財政課長から説明したとおりでありますけども、今の高橋議員さんの質問で、私もちょっと目がぱっと覚めました。今まで水源教育として、私、議員時代から何とかあそこを小・中学生だけでも乗せていただけないかとずっと働きかけてきたんですが、なかなかやっぱりハードルが高くて実現できなかったんですけど、今回ああいう形でやっていただきました。

湖上を乗せていただいたのは、あとはコロナのときの峰谷の住民の方、その2例だと思いますけども、でも、今課長申し上げたように、これから水道局さんのいろんな形で町としても70周年をやった後でありますし、この70という節目を町としても大切にしたいん

だと、そういうことを私からも直接訴えてまいりますので、そこで生まれる何かいい行事ができればありがたいというふうに思っていますので、これからもいろいろご意見いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 高橋議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

次に、2問目の質問を許します。

○9番（高橋 邦男君） 2問目です。施政方針についてであります。

町は、地域保健福祉計画、これは7年度で終わって、新たにまたつくると思うんですけど、その基本理念の中にありましたけども、「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」の実現のために、全ての住民が明るく健康に暮らせるまちづくりとして、「K o r i - M o g u（こりモグ）」「長寿ふれあい食堂」「来るっく～」「にっ古里」などの住民の集いの場、交流の場の整備をしてきました。

そして、8年度の主要な事業について、これらの施設を活用して生まれる集いや交流が世代ごと、地域ごとという点から、それらの垣根を越えた面となるよう更に施設の充実を図っていききたいと述べています。

私は、過疎化が進行する奥多摩町にとっては、一人一人が支え合える関係を持てる環境づくりは大切なことだと思います。そのため町が整備した「K o r i - M o g u（こりモグ）」や「長寿ふれあい食堂」などの集いの場、交流の場の充実を図ることは、町が進める事業の中では重要なものの1つと言えるのではないのでしょうか。

そこで町が整備した集いの場、交流の場について、次の質問にお答えください。

1つ目です。どのような課題がありますか。

2つ目、点から面へとするために町はどのような施策や取組をすればよいと考えていますか。

以上、2点お願いします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の施政方針についてお答えをいたします。

町が整備した集いの場、交流の場ですが、まず「K o r i - M o g u（こりモグ）」につきましては、一般社団法人つむぐまちづくり奥多摩が古里駅前の古民家を改修し、令和7年10月にオープンをいたしました。若者、高齢者など誰でも気軽に立ち寄れる世代間交流の「つながる場」、学びや遊びを相互に「つたえる場」、親子体験型宿泊等を実施す

ることにより、新たな価値観や活力をみんなで「つくりあげる場」など、種類に富む地域交流の拠点は、第6期長期総合計画に掲げる住民参加型事業の開拓・展開にある「学び、遊び、集い、一人一人が主役となって参加できる事業」としての役割を担うものとして期待をしております。

次に、「長寿ふれあい食堂」につきましては、地域の高齢者等の会食や、会食を通じた交流の場を確保する取組を支援することにより、高齢者等の交流機会の増加、心身の健康増進及び多世代間交流の促進を実現することを目的として令和5年度から事業を行っており、現在、地域づくり推進の第1層協議体であるお太助隊が先導して柵沢の「さんらく」と自治会の生活館などで実施をしております。

次に、「来るつく〜」につきましては、認知症の初期段階から継続的な支援を受けることができるよう認知症本人やその家族、介護者等の交流の場として令和6年度から事業を行っており、現在、一般社団法人オレンジネットワーク奥多摩に運営を委託し、柵沢地区と常磐地区で実施をしております。

次に、「にっ古里」につきましては、筋力向上トレーニングを行うことで、高齢者の筋力維持・強化による生活の質の向上を目指し、介護予防・フレイル予防を推進することを目的として令和4年度に古里地区に開設をいたしました。

1点目のどのような課題がありますかについてですが、町では、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できる交流の場や、集いの場となる事業を地域団体等の協力を得ながら実施しておりますが、一方で、これらの取組については、住民や各実施団体の間で情報が十分に行き届いていないという課題があるものと認識をしております。また、各事業において参加者が年々増加している中、事業の実施場所を増やし、他の地域でも事業を実施していく必要があることは実感しておりますが、新たな実施場所の確保について課題があります。ふれあい食堂については、氷川地区での実施に向けて実施場所の検討を重ねてまいりましたが、実施可能な場所がなかなか見つからず、来年度から福祉会館を利用し、新たに氷川地区で事業を実施する予定となっております。

2点目の点から面へとするためには、町はどのような施策や取組をすればよいと考えていますかについてですが、各集いの場、交流の場の実施については、事業の目的が違うこともあり、実施団体間での横の繋がりが乏しい状況となっておりますので、まずは定期的に各事業の実施状況について情報共有を図ってまいります。

また、地域ごとの垣根を越えるため、他の地域での新たな事業実施が必要であると考えますが、1点目で申し上げた課題があり、実施場所の確保が困難な状況でありますので、

各事業において使用している施設を別の事業で使用することも検討し、幅広い地域での事業展開を図るとともに、事業の効果的な実施に向けて相互の連携体制が構築できるよう調整を進めてまいります。

更に各事業を同じ施設で同時に実施することで、より幅広い多世代間交流が可能となりますので、世代ごとの垣根を越えた点でなく、面での包括的な支援に繋がっていくものと考えております。

今後は、より多くの方に参加していただけるよう情報の集約や周知方法の工夫を図るとともに、情報発信ツールの整備についても検討し、地域交流の場がより利用しやすい環境となるよう環境づくりに努めてまいります。

○議長（澤本 幹男君） 高橋議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 2点ほど質問をさせていただきます。

町は住民皆さんの集いの場、交流の場ということで、いろんな施設を開設、そして事業をはじめています。現在は参加者も増えてきて、参加される方の関係性というのも徐々に生まれつつあるのかなというふうに思っています。

答弁の中でもありましたけども、それが点だと思うんですね。それで、これから先のことを考えたときに、まさに現時点というのは、点から次のステップへ向かいはじめた状況かなというふうに思います。いろいろ課題も挙げていただいて、これからどうしようということも今、答弁でありましたけども、課題の中で実施団体間の横の繋がりが乏しい状況であるというようなことを言っていました。それから、同じ施設で同時に実施したいというようなことも言っていました。確かにそれぞれ取りあえず町の施設を使って、都合のいいところで、それぞれの事業が開始しています。これはいいと思うんですけど、その後の段階について2つばかり質問させていただきます。

1つ目は、具体的に情報共有を図っていきたいということがあったと思うんですけども、具体的にどのように行っていくのか。その辺についてお聞かせをお願いしたいと思います。

それから2つ目は、同じ施設で同時に実施することで、多世代間交流を、これが最終的な目標、面ということだと思うんですけども、何か考えていることがあるのかどうか、その辺2点お願いしたいと思います。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 9番、高橋議員の再質問にお答えいたします。

1点目でございますけれども、情報共有を図ってまいりますという答弁の部分でございますけれども、情報共有を具体的に図っていくかについては、現在の「K o r i - M o g

u（こりモグ）」については民間団体である一般社団法人つむぐまちづくり奥多摩が実施主体となり行っております。

福祉保健課では、「長寿ふれあい食堂」「来るっく〜」をはじめとする各種事業を実施しておりますけれども、今後、情報交換の場を設けることで、それぞれ実施主体からの課題などについて話し合う場を設けまして、垣根を越えた事業展開に努めてまいりたいと思います。

また、2点目の各事業同じ施設、同時に実施するという部分につきましては、こちらについてはまだ現状何か決まっているものはございません。1点目のほうでお答え申し上げました今後事業について話し合う場を設けながら、課題なんかも出し合いながら、どういう事業が同時にできるかということも併せて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 高橋議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問ありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 再々質問になるかどうかかわかんないですけど、お願いというか、感想も兼ねてお話しさせていただきます。

答弁のほうありがとうございました。確かに実施団体がそれぞれ別ということ、それから担当の課も福祉保健課が中心かもしれませんが、子育て定住のほうも絡んでいて、いろんなところに波及しているということなんで、その辺が一番の課題じゃないかと思うんですね。だから、それらの実施団体間での繋がりをまずもって課題を洗い流して、次どうしようとするのがいいのかなと思うんですね。

先程点と面という話をしましたけども、私は、点からまず線だと思うんです。面はまだまだ先だと思うんで、その線というのは課題解決が1つ。それからあとは、関係団体のほうが本当に連携を持てるかどうか、その辺が担保されないと次へ進むのは難しいかなと思いますので、ぜひその辺をひとつ頭に置いてほしいなと思います。

それからもう1つ、同じ施設で同時に、確かに奥多摩町を見たときに、そういう施設を新たにつくるというのは難しいし、なかなかその施設ないのが現状だと思うんです。これは自分の勝手なあれなんで、申し訳ないんですけど、言わせてもらおうと、例えば旧学校、旧古里中、それから旧小河内小、小河内中、旧日原小はちょっと難しいかもしれませんが、その辺使ってもいいのかなと勝手に思いました。ただ、旧古里中も今のジェリーフィッシュと契約があると思うんで、すぐには。それから、小河内小、小河内中も今、小河内振興財団等が使っていて、すぐにはというわけにはいかないと思うんですけど、それも1

つの検討事項かなと思います。

或いは現在の3つの小・中、学校のほうへ踏み込んで申し訳ないんですけど、空教室とかあれば、そういうものも活用するのもいいのかなと思いますので、ぜひ検討の中の1つに、ちょっと頭の隅にでも置いておいていただければありがたいと思います。

以上で、質問を終わりにします。

○議長（澤本 幹男君） 答弁はよろしいですね。

○9番（高橋 邦男君） 答弁はいいですけど、もし何かあれば。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、9番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、2番、伊藤英人議員から1問の通告を受理しております。質問を許します。

〔2番 伊藤 英人君 登壇〕

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

現庁舎の活用についてということで伺います。

奥多摩町役場現庁舎は、JR奥多摩駅前という好立地にあり、多くの町民や観光客が駅周辺の活性化に資する現庁舎の活用を期待するところであります。

町が進める庁舎建設整備事業は、物価高騰等により事業費の増大が見込まれますが、駅周辺のにぎわい創出による利便性の向上と経済効果は、庁舎建設整備事業の費用対効果を高めるものと考えます。

以下伺います。

①現時点で想定される新庁舎の建設整備事業の総事業費はいかがでしょうか。

②庁舎建設整備事業について設計変更といった根本的な建設費の削減策は行わないのでしょうか。

③現庁舎や役場駐車場といった土地や建物の権利関係はいかがでしょうか。これら不動産の今後の活用方法について決定する権利者はどなたでしょうか。

④現庁舎、もしくは取壊し後の跡地の活用方法について町の考えはいかがでしょうか。

⑤活用方法、或いは奥多摩駅周辺の地域活性化の検討に際し、アイデアの公募や住民等との協創の場、ワークショップなどの実施について町の考えはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、伊藤英人議員の一般質問、現庁舎の活用についてお答えをいたします。

1点目の現時点で想定される新庁舎の建設整備事業の総事業費はについてですが、本町議会定例会の第2日目にご審議の上、ご決定をいただきました一般会計補正予算（第7号）の第2表継続費補正のうち、庁舎建設整備事業費の総額として50億8,542万3,000円を計上したものと、令和4年度に執行した庁舎建設基本計画策定支援業務委託や、用地測量委託など継続費以外の費用を合わせ、現時点で想定される総事業費は50億9,373万6,000円となります。

次に、2点目の庁舎建設整備事業について、設計変更といった根本的な建設費の削減策は行わないのかについてですが、新庁舎建設工事の入札経過につきましては、昨年11月21日開催の議会全員協議会におきまして入札不調の要因や設計変更等の対応、更には再入札に向けた町の考え方等についてもご説明させていただきました。

新庁舎建設工事の再入札につきましては、3月5日に執行し、契約予定業者が決定いたしましたので、本定例会の会期中に契約案件として上程を予定しております。そのためご質問の根本的な建設費の削減策は、現時点では行う予定はございません。

次に、3点目の現庁舎や役場駐車場といった土地や建物の権利関係は。これら不動産の今後の活用方法について決定する権利者は誰かについてですが、現庁舎の建物及びその敷地につきましては町の所有であり、役場駐車場におきましては奥多摩工業株式会社様から土地をお借りし、町が駐車場を整備しております。また、駐車場は現在、町がタイムズ24株式会社と契約を締結し、タイムズ駐車場として管理運営をお願いしております。

現庁舎及び役場駐車場の今後の活用方法につきましては、今後、関係者と協議の上、最終的には町長である私が決定いたします。

次に、4点目の現庁舎、もしくは取壊し後の跡地の活用方法について町の考えは、及び5点目の活用方法、或いは奥多摩駅周辺の地域活性化の検討に際し、アイデアの公募や住民等との協創の場、ワークショップなどの実施について町の考えはにつきましては、関連もごございますので、併せてお答えをいたします。

現庁舎の跡地活用につきましては、新庁舎の建設に際し、幅広い見地から意見を求めることを目的として、令和4年度に設置した奥多摩町庁舎建設委員会からの最終答申の項目の中で、「来庁者の多くは車の利用が見込まれることから駐車場の確保が必要であるが、一方で、観光シーズンには観光客等の駐車場不足の状況となる。このため現庁舎跡地の駐車スペースとしての活用も検討されたい」とのご提言をいただいております。

町といたしましては、現庁舎跡地の活用の1つの選択肢として捉えておりますが、現状、具体的な活用方針は決まっておりません。跡地の活用につきましては、庁舎建設委員会か

らのご提言を考慮しつつ、議員からご提言のございました意見収集方法等も参考として検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 伊藤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（伊藤 英人君） 再質問ですが、奥多摩町過疎地域持続的発展計画の中でも将来的に奥多摩駅周辺のまちづくりに資する活用方法を検討するとされております。現庁舎の活用については、町民の生活や観光客の動向に大きく影響することですので、十分な検討が必要かと考えております。

そこで再質問としては3点ほど伺います。

総事業費の部分についてですが、単純に人口で割ると町民1人当たりが100万円以上の支出となるのですが、町民1人当たりの負担とか負担感、その費用対効果について町の認識はいかがなのか、伺いたしたいと思います。

次に、土地建物の権利者の部分ですが、その権利者間の合意形成はまず重要ですが、多くの利用者がある奥多摩駅前の事業ですので、商店とか、JRとか、西東京バスとか、近隣事業者や地元自治会、観光協会などの意見も重要かと考えます。これらを含めた協議体、或いは庁舎建設委員会のような議会や住民代表も交えた協議体をつくる必要性も感じるのですが、町の考えは現状いかがでしょうか。

3点目なのですが、奥多摩駅前という町一番の1等地に仮に未活用の不動産があるという状態が続くというのは、あまりよろしくないと思います。最小限の期間に抑えるべきと考えておまして、令和10年頃かと思いますが、竣工、役場機能の移転完了、そのすぐ後で現庁舎の活用、もしくは取壊しに着手するという場合には、活用方法の検討をいつはじめていつまでに結論を出すべきなのかといった想定されるスケジュール感について伺いたしたいと思います。

以上の3点です。

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 2番、伊藤議員からの再質問にお答えいたします。

まず再質問の1点目でございます。町民1人当たりの負担や費用対効果について、町の認識はというご質問についてですが、建設後の新庁舎の利用につきましては、数十年単位の長期にわたり使用していくこと、また、総事業費の中には特定財源となる補助金や積立て基金が含まれること、更には起債の活用により現役世代だけではなく、将来の世代にも負担を求めていくことなどから、ご質問のように、総事業費を単純に現在の人口で割り返すだけでは、事業がもたらす様々な効果を図ることはできないと考えてございますので、

現時点で町の認識をお答えすることは難しいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の現庁舎の活用方法について協議体をつくる必要性を感じるが、町の考えは及び3点目の現庁舎の活用方法の検討をいつはじめて、いつまでに結論を出すべきなのか。想定されるスケジュールはについてでございますが、現庁舎の活用につきましては、町長からの答弁にもございましたとおり、現状具体的な活用方針は決まっておりますが、町といたしましては、耐震性や老朽化等の課題もあり、建物を現状のまま活用することは困難であると考えてございます。

また解体や跡地の活用には多額の費用が見込まれるため、概算事業費の把握とともに、その財源対策を図った上で検討を進める必要があると考えてございます。

現時点で想定されるスケジュールをそういった意味でもお示しすることは現時点で難しいんですけども、活用方法等の検討に当たりましては、議員からもご質問の中にごございましたとおり、行政だけではなくて住民を含めた様々な方々からのご意見を伺うことが重要というふうに考えてございますので、先程議員からのお話にあったご提案、ご提言等も参考に、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 伊藤議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。はい。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。再々質問としては特にございません。ありがとうございました。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、2番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時00分から再開とします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、原島幸次議員から1問の通告を受理しております。質問を許します。10番、原島幸次議員。

〔10 番 原島 幸次君 登壇〕

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島でございます。

それでは、1 問質問させていただきます。当町における林野火災警報の運用についてでございます。

2025 年 2 月、岩手県大船渡市をはじめ、全国各地で大規模な山林火災が発生し、住民避難や停電など、地域生活に大きな影響を及ぼしました。森林面積が町域の約 94%を占める当町にとっても林野火災は決して他人事ではありません。

こうした中、東京消防庁では、森林火災の予防を目的として令和 8 年 1 月 1 日から林野火災警報の運用を開始しており、奥多摩町もその対象市町村となっております。また、警報発令中は、対象区域内の野外において燃えやすいものの近くで喫煙やたき火を行った場合、消防法に基づき、拘留または 30 万円以下の罰金が科される可能性があります。

そこで、当町の林野火災警報の運用についてお伺いいたします。

1 番、林野火災警報が発表された際、町民及び登山客やキャンプ利用者など町外からの来訪者に対してどのような方法で周知を行っているのか。

2 番目に、林野火災警報の発表期間中、どんど焼き等の地域行事や観光イベントについてどのような判断基準で実施、または中止を判断されているのか。

3 番目に、林野火災の未然防止に向け、町内部及び消防署、或いは消防団等の連携を含め、平時からどのような取組を行っているかについて質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問、当町における林野火災警報の運用についてお答えをいたします。

1 点目の林野火災警報が発表された際、町民及び登山客やキャンプ利用者など、町外からの来訪者に対し、どのような方法で周知を行っているのかについてですが、林野火災警報及び林野火災注意報については、林野火災多発期の 1 月 1 日から 5 月 31 日までに発令指標（少雨、乾燥注意報、強風注意報等）を満たした市町村に対して当該警報、または注意報が発令されます。

この運用の東京都における対象自治体は、多摩、調布、羽村、日野、武蔵村山、町田、東大和、瑞穂、八王子、あきる野、青梅、日の出、檜原及び奥多摩の 14 市町村で、対象エリアは東京都地域森林計画で指定されている森林及び国有林、これは八王子のみですが、

となります。

実際に奥多摩町に対して警報が発令される際には、東京消防庁から奥多摩消防署に連絡が入り、奥多摩町には東京消防庁から防災行政無線、ファクスによる伝達及び奥多摩消防署から電話による発令の情報共有がなされます。

同時に、東京消防庁ではホームページ等により周知を図るとともに、奥多摩消防署では消防車両等による巡行警戒や消防署庁舎の電光掲示板等により周知を図ることとしております。

町では防災行政無線による放送（夜間、早朝を除きます）及び町ホームページ上における奥多摩消防署ホームページのリンクにより発令を周知するとともに、町消防団幹部にも連絡を行い、情報共有と注意喚起を図ることとしております。

なお、東京消防庁公式アプリにおいても発令等の情報を得ることができますので、町外からの来訪者等にとっては有効なツールになるのではないかと考えます。

また、奥多摩消防署では町外からの観光客や釣り客等に向けて、キャンプ場を含めた観光施設や遊漁券販売所等に林野火災警報等に関するチラシ等を配置するとともに、3月7日の土曜日には、奥多摩駅前において観光客や登山客等に対して、山火事予防等の啓発活動を実施するなど、火災予防に努めております。

次に、2点目の林野火災警報の発表期間中、どんど焼き等の地域行事や観光イベントについてはどのような判断基準で実施、または中止を判断しているかについてですが、町の地形上、行政面積のほとんどが森林であり、警報等発令時には多くの区域で火の使用が制限されることとなります。

ご質問のどんど焼き等を含め、火災と見間違えるような煙や火が出る場合は、消防署への届出が必要であり、届出に際しては、消防署からの注意事項や指導等を経て実施されることとなります。

今年1月に川野地域で実施されましたどんど焼きの場合では、主催者側が、町消防団第6分団と連携し、気象情報等を確認しつつ、細心の注意を払って実施されました。

当日は、消防団及び奥多摩消防署で巡視及び警戒に当たり、事前の散水等を含め、有事の際は直ちに消火活動に移れる体制を整えるとともに、消防団では、地元分団のみならず、全団で情報を共有しておりました。

また、昨今の他県における林野火災多発の状況に鑑み、例年よりも規模を縮小するとともに、警報発令時には中止することを事前に申合せており、無理な実施はしない方針としておりました。

次に、3点目の林野火災の未然防止に向け、町内部及び消防団等との連携を含め、平時からどのような取組を行っているかについてですが、今年1月からの林野火災警報の運用に先立ち、昨年、東京消防庁から総務課に対して、住民等への周知に関する協力依頼があり、また、奥多摩消防署からは、正副団長、分団長会議等を通じて当該警報運用に伴う町消防団への協力依頼がありました。

町では、自治委員会議での説明、各自治会へのチラシ配布や広報おくたまによる周知及び先程答弁した内容も含め、日頃から火災予防に向けて消防署と連携協力を行っております。

また、3月8日の日曜日には、東京消防庁の主催で奥多摩町が後援、奥多摩観光協会及び奥多摩ビジターセンターが協力し、林野火災予防セミナーが奥多摩文化会館で開催されました。

町といたしましては今後も関係機関と連携し、火災予防に資する取組を進めてまいります。

○議長（澤本 幹男君） 原島議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10番（原島 幸次君） 1点だけ再質問させていただきます。

これから春になると非常に気候がよくなるし、奥多摩町にも観光客、或いは登山客が大勢参ります。また、火災が非常に発生しやすい時期にもなるし、乾燥注意報もいろいろこれからも発令されます。いかに未然に防ぐか、それらも関係ありますが、林野火災警報及び林野火災注意報の発令指標、或いは警報と注意報の発令の基準、どのように違うのか、具体的に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（澤本 幹男君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 10番、原島議員さんからの再質問にお答えいたします。

林野火災警報等に関する再質問で、警報と注意報の発令指標等違いについてということでございます。こちら広報等でも周知を図りはじめたところでございますけれども、林野火災警報につきましては、前3日間の合計の降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下、または3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表、これに加えて強風注意報の発表がある場合には林野火災警報という発令指標となっております。

また、林野火災の注意報につきましては、只今の警報の中の強風注意報がない場合、この場合は林野火災注意報という基準発令指標ということになっております。

また、警報の際は、火の使用制限があるということで、屋外での裸火、また、火の粉が飛散する行為等が対象になっておりまして、こういうのは使用の制限に従わなければいけ

ないということで義務になっております。また、注意報の場合は努めなければならないということで、努力義務というような違いがあります。

議員からもご説明がありましたが、刑法においては罰則規定がございまして、30万円以下の罰金、または拘留ということも消防法によって定められているところでございます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 原島議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問ありますか。

以上で、10番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、1番、榎戸雄一議員から2問の通告を受理しております。質問を許します。1番、榎戸雄一議員。

〔1番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

通告に従いまして、1問目の質問を開始させていただきます。クマ対策と風評被害を防止する情報発信についてを質問いたします。

昨年は、町内でのクマの目撃が相次ぎ、大丹波では釣り人が襲撃される痛ましい事件も発生した。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げるとともに、町民の不安に寄り添った対応が極めて重要だと考えます。

現在、インターネット上では、過度な不安をあおるニュースも散見され、その結果、身の安全を懸念した観光客の減少を危惧する声が現場から届いている。

安全確保は最優先ですが、誤った認識や過度な自粛ムードが定着することは、町の観光産業にとって大きな打撃となります。

そこで、正確な情報を迅速に共有しつつ、過度な不安を打ち消すための戦略的な情報発信の在り方について、正しく恐れ、安心して訪れられる奥多摩をいかに取り戻すか、町の明確なビジョンを伺います。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、榎戸雄一議員の一般質問の1問目、クマ対策と風評被害を防止する情報発信についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり昨年は町内でのクマの目撃情報が相次ぎ、12月末現在では累計151件と前年同月比で29件増となっております。

また、昨年8月に、大丹波川の上流部において、町外からの溪流釣り客がクマに襲われ、

町内では6年ぶりに人的被害が発生いたしました。が、溪流釣りをする中、クマと出会い頭に遭遇した状況であり、登山客やキャンプ客等のようにクマ鈴などで物音を立て、人間とクマとの距離が保たれば、観光客に対する人的被害は近年発生していません。

しかしながら、全国的にクマによる被害が連日のように多数発生する中、昨年8月の町内での事案が都内で唯一の人的被害であったことから、秋以降、再度報道されることもあり、秋の紅葉シーズン、特に昨年11月は天候に恵まれ、また、広葉樹の色づきもよかったものの、小河内ダムサイトの水と緑のふれあい館の11月の入館者数は、前年同月から約5,000人減の約2万5,000人であり、また、JR青梅線奥多摩駅の乗降客数も昨年11月は前年同月から約1万1,000人減の約9万1,000人であったことから、登山客やハイキング客はじめ当町への観光客が減少し、少なからずクマによる風評被害が発生しているものと思われまます。

議員からは、正確な情報を迅速に共有しつつ、過度な不安を打ち消すための戦略的な情報発信の在り方についてご提言をいただいたところですが、町といたしましても昨年発生した事案では、まず8月の大丹波地内で発生した人的被害発生時には、大丹波川の下流部には民間のキャンプ場が点在しており、更に下流には公設民営の町指定管理施設である大丹波国際虹鱒釣場もあることから、町ホームページや防災行政無線で情報発信する際は、管理釣場の釣客との区別が必要と考え、溪流釣客と発表したところであり、一方、キャンプ場利用客の不安解消のため、追い払い用花火を無償で提供するとともに、クマ出没の誘因とならないように食材やごみの管理の徹底を依頼したところでもあります。

なお、都内での人的被害発生から報道機関の取材が殺到した状況であり、猟友会によるパトロールの強化や捕獲用箱罠の設置状況の取材を受けることで、安全対策を広く周知できればと考え、所管課である観光産業課において取材対応に当たったところではありますが、特に民放は人的被害だけを切り取って編集し、恐怖心をあおる報道内容となる傾向が強いことから、9月以降、人的被害発生時に限り、取材対応する方針として全ての取材を断っている状況でありました。

そのさなか、昨年11月末に小丹波・寸庭地内でクマに襲われたとの通報があり、一部民放でインターネットニュースが配信されましたが、青梅警察署からの続報を受け、クマによる人的被害が疑わしい状況であったことから、インターネットニュースの削除を要請するとともに、他局の取材に対しても続報を説明し、後追いの報道は一切されない状況でありました。

その一方、昨年末12月30日には、日原・小川谷地内で動物による食害が疑われる死亡

事案が発生し、翌 31 日に青梅警察署山岳救助隊が現地に入り、現場周辺には爪痕や足跡などのクマの痕跡はなく、クマによる被害の可能性は低くなったものの、青梅警察署における報道対応により、31 日午後からは複数の報道機関によるインターネットニュースの配信や、夕方からは民放のテレビニュースでも報道され、更には夜のNHK首都圏ニュースでも報道された状況から、町としてはクマの痕跡は低くなったと判断し、町ホームページで公表するほか、町民皆様の不安解消のため防災行政無線で臨時放送し、情報提供をしたところであります。

年明け以降、クマ出没情報は落ち着いたところではありますが、春先の冬眠明けを見据え、春の大型連休前には町からの情報発信として町ホームページを通じ、近年、人家近くや登山客、ハイキング客、バーベキュー客の人的被害は発生しておらず、クマ鈴などを携行し、クマと遭遇しないようにすること、また、クマの出没の誘因にならないよう、ごみは放置しないこと等、基本的な留意事項を改めて周知いたします。

また、町では人家近くや観光施設近くでのクマの出没があった場合、安全対策として猟友会と警察との連携による追い払いだけでなく、出没の状況に応じ、人的被害に繋がらないよう箱罠を設置し、捕獲も含めて対応していることも広く周知すべく、所管課である観光産業課においてその効果的な周知方法を鋭意検討しております。

更に周知の際には、当町だけでなく、近隣市町村や東京都環境局とも連携して実施できないか、併せて検討しております。

更には昨年末の日原・小川谷林道での遭難死の事案での報道状況を見ますと、人的被害の場合の報道対応は当町だけでなく、主に警察の対応となることから、町といたしましては所轄の青梅警察署の報道機関対応のほか、都庁記者クラブへの対応は、都環境局自然環境部を通じて、初報後、現場の確認でクマの出没、もしくは痕跡の可能性が低くなったのであれば、速やかに続報対応することを改めてお願いをしているところであります。

議員ご提言の正しく恐れ、安心して訪れられる奥多摩を実現できるよう、榎戸議員をはじめ、澤本議長、原島議員並びに小峰議員も参画されております東京都有害鳥獣対策議員連盟（獣害議連）の皆様とも引き続き密に連携を図ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようお願いをいたします。

○議長（澤本 幹男君） 榎戸議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1 番（榎戸 雄一君） 1 点質問させていただきます。昨年、所管課のマスコミに対する対応を見てきましたが、当初は無条件に対応していたものが回数を重ねるごとに情報の発信の在り方や姿勢を問う形も見受けられ、毅然と対応しているなど思ったところであり

ます。

1点質問ですが、情報発信として町がコントロールできるのは、やはり自前のホームページであると思います。確かに情報発信はしているものの、見つけようと思うと、なかなか目につくものではありません。これだけ社会問題になっておりますので、町ホームページのトップページに明らかにクマの情報発信がここにあるよと一目瞭然な形の発信はできないものでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 1番、榎戸議員の再質問にお答えをいたします。

町長答弁のとおり、クマ対策に当たりその情報発信ということで、対外的には町ホームページ等も活用して所管課として対応に当たっているところでございます。

ページとしては観光情報の中にクマ対策に係る部分、係としては農林水産係の所管のページがありますけれども、そちらでの発信という形でございます。

情報更新時には重要なお知らせということで、トップのほうに掲載もでございますけれども、議員ご指摘のとおり、ホームページ上の諸画面のところには出てこなく、スクロールする形で追っていかねばという状況もでございます。その点、今後のホームページの構成の在り方については、所管係、総務課とも調整を取りながら、こういった形で情報発信を見ていただけるのか、その辺りも留意検討してまいりたいというふうに考えております。

一方で、やはり町ホームページだけではなく、重要なお知らせの際には、観光協会とも連携をして、町ホームページの内容を観光協会でも保有しているX、旧ツイッターでもリンクで周知をさせていただいているところもありますので、そういったところも図りながら努めてまいりたいというところと、あとは町長答弁もありますとおり、クマ被害目撃については、奥多摩町に限らず、都内、西多摩近隣市町村でもございますので、近隣市町村とも連携しながら情報発信の在り方について検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（澤本 幹男君） 榎戸議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありませんか。

○1番（榎戸 雄一君） ありません。

○議長（澤本 幹男君） 次に、2問目の質問を許します。

○1番（榎戸 雄一君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。DX時代における証明書交付の柔軟な対応についてでございます。

現在、多くの自治体ではマイナンバーカードを利用したコンビニでの各種証明書交付が

導入されている。これにより早朝から深夜、休日を問わず、身近な場所で住民票や印鑑証明が取得可能な環境となっています。

町においては導入に係る初期費用や多額のシステム維持管理費が人口規模に対する費用対効果として見合わないとの判断から導入を見送っているものと認識している。しかし、特に仕事を持つ現役世代は、平日の窓口業務時間内に役場へ足を運ぶことは大きな負担であります。

そこで、コンビニ交付の代替案として電話やオンラインによる事前予約制などを導入し、閉庁日、土日や祝日に役場の日直窓口等で証明書等を受け取れる仕組みを構築できないか。利便性の向上とコスト抑制を両立させる施策として町の考えを伺います。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目のDX時代における証明書交付の柔軟な対応についてお答えをいたします。

はじめに、マイナンバーカードを利用したコンビニでの各種証明書交付については、現在、全国自治体の約8割弱で導入しており、議員ご質問のとおり、時間や休日を問わず、身近な場所で証明書が取得できるため、利用者にとっては便利である一方、多額の導入費用や維持費用がかかり、小規模自治体にとっては大きな財政負担となりますので、現状町においては導入を見送っている状況でございます。

本来ですと、マイナンバーカードの普及により、自治体の行政手続がスムーズになり、住民サービスの向上や業務の効率化が期待されるところですが、現状町においては、マイナンバーカードの申請や交付、電子証明書などの更新手続、或いは転入時におけるマイナンバーカードに係る手続、更にはマイナ保険証に係る手続など、窓口に来られる住民お一人お一人で状況が違い、窓口業務が複雑化しているため、その対応にとっても苦慮している状況でございます。

このような中、第6期奥多摩町長期総合計画に掲げる未来をつくる3つのコンセプトのうち、活性化（創造する・挑戦する）の将来像、「生まれる・育む・挑むまちづくり」の施策の方向性「デジタル化の推進」、或いは効率化（無駄をはぶく・まとめる・やめる）の将来像、「フラットなまちづくり」の施策の方向性、「デジタル化などによる窓口業務の効率化の検討」にございますように、DXの推進は、住民サービスの利便性の向上にとどまらず、業務の効率化が図れるなどの効果が期待されております。

このコンビニ交付の在り方につきましても今後DXの推進の一環として引き続き検討し

てまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、お仕事などで業務時間内に窓口に来られない方への対応といたしましては、住民票や戸籍証明書は広域交付が開始されているため、全国の自治体で取得できる旨をご案内するとともに、その他各種税証明書なども含め、郵送での請求にも対応しております。しかしながら、印鑑証明書については印鑑登録証の提示を受け、交付することから、窓口に来て申請していただく必要がございます。

このようなことから、議員ご提案のコンビニ交付の代替案についても現状では職員が対応しなくてはならないと考えており、人員や費用の課題があるため、導入を見送っている状況でございます。

いずれにいたしましても、すぐに解決することは困難であり、時間はかかってしまうかもしれませんが、DXの推進や小規模自治体ならではの小回りの利く対応などと合わせることで、住民サービスの利便性の向上と業務の効率が図れるよう引き続き検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 榎戸議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（榎戸 雄一君） それでは、1点質問させていただきたいと思います。高齢化率53%、なかなか若い世代が都内に通っていて、印鑑証明が欲しくて休むということを見聞きすることもなくて、ほとんど使わないよなと思っている方がほとんどだと思うし、私もその一人です。

数少ない若者の一人が「奥多摩は遅れてるよね、職場で『休まなきゃいけないよ』と届出を出したら周りから笑われた、『冗談だろう』と」という、そんな話も聞いたんで、あえて一般質問のテーマとして取り上げさせていただきました。

費用対効果がなかなか出ないということで、重々承知するところです。しかし、政府としてもデジタル庁やいろんな取組をやって、近い将来、管理自体が一元化されたり、いろんな手法を取ってもらいたいと願うところでもあります。

そういったものの新しい仕組みや費用を補填するような新しい制度ができて、町に負担がなく、このコンビニ交付が導入できるような環境であれば導入しますでしょうか。お願いします。

○議長（澤本 幹男君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 1番、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

ご質問といたしましては費用負担がなくなって環境が整ったらコンビニ交付を導入するかというご質問かと思えます。

このコンビニ交付ですけれど、先程町長の答弁にございましたとおり、全国の約8割の自治体が導入をしております。それが人口ベースに換算いたしますと、全国民の約97%の方がマイナンバーカードを持っていればという前提でございますけれど、コンビニのほうで交付ができる状況でございます。

このような中で、今年度、全国的にコンビニ交付の調査がございました。その中で多くの自治体で実施をしているわけなんですけれど、その中の一番のメリットというところがございますけれど、導入している自治体の一番のメリットといたしましては、住民向けサービスの向上が図れたというところを回答している自治体がほとんどございました。

その一方なんですけど、町が導入を今実現できていないというところは、費用の問題が一番でございますので、その費用の面がクリアできれば、奥多摩町にとっても一番の課題が解決されますので、他の自治体と同様にコンビニの交付のほうを導入いたしまして、住民のサービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 榎戸議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○1番（榎戸 雄一君） ありません。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、1番、榎戸雄一議員の一般質問は終わります。

次に、3番、森田紀子議員から2問の通告を受理しております。質問を許します。3番、森田紀子議員。

〔3番 森田 紀子君 登壇〕

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず1件目として、地域活性化起業人制度の活用後の経過について伺います。

奥多摩町は2025年6月、新しい目的地づくりに関する包括連携協定を、株式会社さとゆめ、株式会社エイチ・アイ・エス、沿線まると株式会社の3者と締結し、インバウンドを見据えた観光資源の開発や環境整備を進めています。

この取組では、国の地域活性化起業人制度を活用し、民間事業者の専門的知見を取り入れながら、町の観光振興と関係人口拡大に取り組むことが打ち出されています。こうした企業連携と制度活用が進む今こそ、取組の成果と課題を整理し、次の発展にどう繋げていくのが重要と考えます。

そこで、①包括連携協定の締結及び地域活性化起業人制度の活用によって、町の観光分

野でこれまでどのような成果が得られたと評価していますか。

②インバウンドを見据えた観光施策による具体的な効果をどのように把握しているのでしょうか。

③協定と制度を生かした持続可能な観光体制の強化を図る上での方向性はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。お聞かせいただけたら幸いです。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問の1問目、地域活性化起業人制度の活用後の経過についてお答えをいたします。

まず1点目の包括連携協定の締結及び地域活性化起業人制度の活用によって、町の観光分野では、これまでどのような成果が得られたと評価しているか及び2点目のインバウンドを見据えた観光施策による具体的な効果をどのように把握しているかは関連がありますので、併せてお答えをいたします。

町では、令和7年度からスタートした第6期長期総合計画における未来をつくる3つのコンセプト「活性化」に掲げる将来像、「生まれる・育む・挑むまちづくり」の施策の方向性、「観光資源の開発」における取組として「新たな観光スポットの発掘」「インバウンドを想定した観光資源の開発と環境の整備」をはじめ、将来像「創る・繋がる・広がるまちづくり」における施策の方向性、「幅広い世代が参加できる事業の充実・開拓」における取組として「観光客や関係人口も参加できる事業の開拓」などを進めるものとしております。

この第6期長期総合計画に掲げる将来像の実現には、特に観光振興分野においては、行政だけでなく、民間との連携は不可欠であることから、昨年6月、株式会社さとゆめ、沿線まるごと株式会社、株式会社エイチ・アイ・エスと当町との4者協定、新しい目的地づくりに関する包括連携協定を締結したところであります。

この連携協定に基づき、国・総務省の地域活性化起業人制度を活用し、昨年11月からエイチ・アイ・エス社員の派遣を受け、協定に定める連携事項の実現のため、観光産業課観光商工係付観光産業振興アドバイザーとして、観光産業課職員とともに業務に従事していただいているところであります。

この4者協定における具体的な連携事項といたしましては、1として地域振興・地方創生に関すること、2、観光・地域の魅力発信に関すること、3、インバウンドを含めた観光産業振興計画の策定・実行に関すること、4、観光施設等への誘客促進に関すること、

5、関係人口の創出に関すること、6、企業の誘致・連携に関すること、7、SDGsの推進に関すること、8、自然環境の活用及び保全に関すること、9、文化・産業・観光振興に関することを定めており、今後、これらの事項を展開することで町の観光振興、特にインバウンドを見据えた観光振興を推進してまいります。

なお、地域活性化起業人制度の派遣期間は最大3年間とされており、現時点、町では2か年度目として、令和8年度においては当初予算案に計上しております観光産業振興計画の策定に向け、奥多摩観光協会の会員事業者のうち、特に観光分野の町内事業者へのヒアリングとして、観光産業振興アドバイザーが1月中旬から2月の中旬にかけ、各事業者約70か所を訪問し、町の観光施策における課題や今後に向けた要望のほか、インバウンドの受入れや冬の閑散期の対応等について直接聞き取り調査を行ったところであります。

現在、その調査結果の集計、取りまとめ作業を行っており、来月4月に開催予定の奥多摩町観光産業振興計画策定委員会の第1回委員会においてヒアリング結果報告書の提出を予定しております。

このような現状から、議員ご質問の地域活性化起業人制度の活用による観光分野における成果やインバウンドを見据えた観光施策による具体的な効果については、まずは来年度、観光産業振興計画を策定し、その後の取組により検証されるものでありますが、観光産業振興アドバイザーに着任していただいたエイチ・アイ・エス社員の小林雅樹様は、着任後まだ4か月あまりではありますが、観光産業課職員はもちろんのこと、観光協会をはじめ、町内関係機関の皆様と積極的かつ良好にコミュニケーションを図られ、民間の視点で既存の町事業の改善点や新たな事業案の提案をされていると、所管課である観光産業課から報告を受けておりますので、私自身、第6期長期総合計画の、特に観光振興分野における各種事業の推進に向けて官民連携の中心的な役割を担っていただけるものと大いに期待をしているところであります。

次に、3点目の協定と制度を生かした持続可能な観光体制の強化を図る上での方向性については、日本の総人口が2008年、平成20年以降、人口減少社会に転じ、町の直近の観光客数の推計値が令和6年は約160万人となり、前回の平成29年の推計値から50万人あまり減少する中、議員からの令和7年第3回町議会定例会の一般質問、さらなる観光の取組について、環境保全と観光振興の両立を目指した具体的な施策についてでお答えいたしましたとおり、インバウンドをはじめとする観光客の更なる誘客を図るとともに、観光マナー周知啓発を徹底して、観光振興と自然保全を両立し、持続可能な観光体制の強化を図るため、引き続き4者協定をはじめとする官民連携を推進するとともに、秩父多摩

甲斐国立公園に立地する自治体として、環境省奥多摩自然保護官事務所、東京都奥多摩ビジターセンターのほか、多摩川流域である青梅市をはじめ、近隣自治体とも連携して更なる観光振興を図ってまいります。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） ご答弁承知いたしました。

それでは、私から再質問として3点お伺いいたします。

質問1でお伺いした包括連携協定と地域活性化起業人制度の成果の見方について、ご答弁では観光産業振興計画の策定に先立ち、調査ヒアリング段階であることが示されています。しかし、地域創生においては、計画策定前こそ、現場の知見を町政全体に生かす貴重な時期です。地域活性化起業人として派遣された人材が民間での観光マーケティングや商品造成の経験を基に、奥多摩町ならではの強みをどう捉え、今の町の観光や地域連携のどの部分が伸び代と感じているのか、その具体的な認識を町としてどう共有されているのかを伺います。

再質問2問目として、インバウンドを見据えた観光政策における具体的成果について、答弁ではインバウンド対応や観光資源の開発が進む方向が示されていますが、実際の地域創生では、地域側の受入れ体制や町民、事業者の参加促進が欠かせません。観光客を呼び込む施策に偏らず、企業人のネットワークやノウハウを生かして、町民が主体的に関与できる事業づくりをどう仕掛けていくのか、町としての方針を伺います。

3問目として、地域活性化起業人は3年間の派遣期間であり、外部人材の経験やネットワークを一時的に借りるだけでは持続的な地域創生には繋がりません。派遣終了後にその知見や手法が町内部やおくたま地域振興財団、観光協会、地域行政に根づくよう、制度終了後を見据えた人づくり、組織づくりの方針をどのように描いているのか伺います。特に奥多摩町として地域人材が自ら戦略を立て、実行できる体制をどのように整えていくのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 3番、森田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、議員からは地域創生では計画策定前こそ重要な時期とご指摘でございますが、策定前に限らず、策定の過程、もしくはその意見交換、協議、策定後の取組実行全てが所管課としては重要と考えているところでございます。

また、議員からは奥多摩ならではの強み、町の観光の現状等について具体的な認識はと

のご質問でございますが、エイチ・アイ・エス社員、観光産業振興アドバイザーの小林様の着任からまだ4か月あまり、町長の答弁でもございましたけれども、観光事業所へのヒアリングを終えて、現在その報告書の取りまとめのさなかという状況でございます。

一方で、観光産業振興計画の策定委員会は、来月4月に1回目を開催するところであります。その後、計画の中間のまとめを来年度、今年の下半期早々、年内中には予定しており、併せてパブリック・コメントも予定しているところでございます。その段階で観光産業振興アドバイザーとしての提言も町として示していきたいと考えており、現時点、具体的な認識のお答えはこの場ではまだお控えをさせていただきたく、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、観光産業課等の共有ではございますけれども、フルタイムでの派遣ということで、日々、観光産業課のフロアで机を並べて業務をしておりますので、更には4者協定に基づいてエイチ・アイ・エス、さとゆめ、沿線まると、町の観光産業課の担当レベルでも打合せをし、計画策定に向けてはその前段で、昨年12月から定期的に打合せ等も行っておりますので、その中で共有連携は十分に図れていると観光産業課長としては認識をしているところでございます。

続いて、再質問の2点目でございます。議員から、地域側の受入れ体制、もしくは町民、事業者の参加促進は欠かせないということでございますけれども、6期の長期総合計画のテーマでもありますけれども、住民等との協働において観光産業分野においても観光立町の更なる推進のためには、住民の皆様をはじめ、町内の観光事業者の皆様との連携は必要不可欠というふうに考えております。

具体的な事業づくりにおいては、来年度策定の観光産業振興計画の策定において、行政、町主導ではなくて、観光協会をはじめ関係機関のご意見も踏まえながら協議してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

最後、再質問3点目でございますけれども、議員からのご指摘のとおり、今回の地域活性化起業人の派遣期間だけの取組でなく、その後の事業展開も見据えて、更なる誘客、観光振興に繋がる新しい観光コンテンツ、ツアー等の造成に向けて観光産業振興アドバイザーから提案も受けているところでございます。内容によっては観光産業振興計画の中に位置づけるもの、もしくは計画策定前から試行的に取り組めないか、現時点、観光産業課内、更にはおくたま地域振興財団、観光協会とも検討を図っているところでございます。

観光産業課としましては、地域活性化起業人制度を今回に限らず、継続的に活用できないか、その実行体制も含めて考えていきたいというところでございますけれども、まだ4

か月あまりというところと、はじめて活用している地域活性化起業人制度ですので、その費用対効果検証等も含めて、今後更なる活用について検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） 今、地域活性化起業人制度を更なる利用をしていきたいというお話を伺いまして、奥多摩町では秩父多摩甲斐国立公園というかけがえのない自然を持つ町であります。その価値を守りながら、それをどう生かしていくか、これからの地域創生の鍵となることと考えます。

今、環境省でも国立公園の利活用や価値向上に力を入れております。奥多摩町としてもこの大きな流れの中で、地域の可能性を広げる好機だと考えています。

現在、観光産業課において小林様が地域活性化起業人として加わり、民間の視点からの提案や新しい観光の方向について町の取組に関わられていると存じます。こうした動きを更に広げ、奥多摩町の可能性を一層引き出すためには、更にもう一人、地域活性化起業人制度を活用して、新たな人材を迎え入れ、異なる専門性や発想を取り入れることが重要だと思っております。町としての制度拡充と人材登用の増員をどのように進めていくのか、見解を伺います。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 3番、森田議員の再々質問にお答えをいたします。

先程の再答弁の中でもお答えもさせていただいているところでございますが、まずはまだ1年に満たずというところがございますので、今後の制度の拡充、人材登用の増員等については、今後の検証も必要というふうにまず考えているところでございます。

今回、エイチ・アイ・エスから派遣いただいている小林様は、即戦力という形で日々業務に従事いただいております。この地域活性化起業人制度、派遣元の企業内で社員公募をされ、今回もエイチ・アイ・エス、同じ昨年11月ですと、全国5か所程度、奥多摩町以外にも派遣の社内公募があったというふうに聞いておりますが、その中で小林様は奥多摩に手を挙げて、社内の審査を通られて11月以降、奥多摩町で業務に従事いただいているところでございます。やはりスキルだけでなく、奥多摩町に対する思いも持って、年明けは観光事業者とのヒアリング等にも臨んでいただいておりますので、この地域活性化起業人の制度自体、派遣元の企業の中で公募されて人材を選出いただいていた派遣という形もございますので、今回1例目、1人目という形の中検証させていただき、今後、更に活用

できるのであれば、その活用も含めて所管課として検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 3番、森田紀子議員の1問目の質問を終了いたします。

お諮りいたします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開とします。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、森田紀子議員の2問目の質問を許します。森田紀子議員。

○3番（森田 紀子君） それでは、2件目として成年後見制度活用について伺います。

令和5年、成年後見制度の利用促進と権利擁護の強化を目的に、社会福祉協議会へ委託し、「こうけんセンターおくたま」が設立されました。成年後見人制度は、判断能力が著しく低下してからではなく、支援が必要となる前段階からの早期相談と適切な制度案内が重要です。そのため相談対応や制度利用に関する判断は、特定の解釈に偏らず、一定の基準に基づき行われる必要があります。

本事業が制度の趣旨に沿って機能しているのか、また、町が委託者として運営をどのように確認し、改善に繋げているのかを明らかにするため、以下の質問をさせていただきます。

①こうけんセンターおくたまに寄せられている相談について、相談後、どのような支援判断がされているのか。その結果を町はどのように把握、検証しているのか、伺います。

②本人や家族、支援専門職から成年後見制度の利用に関する相談があった場合、制度案内を行う、または行わない判断はどのような基準に基づいていますか。

③委託事業として判断のばらつきや支援に繋がらないケースを防ぐため、町は運営指針の明確化や見直しを行う考えはありますか。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の成年後見人制度活用についてお答えをいたします。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で物事の判断能力が十分でない方を法的に支援するため、財産管理や身上監護を代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行うことで本人の権利を守る仕組みとして、平成12年4月1日から始まった制度となります。

成年後見制度推進機関につきましては、区市町村における成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援することにより、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的とした東京都成年後見活用あんしん生活創造事業に基づき区市町村が設置したもので、制度や手続に関する相談をはじめ、成年後見人に対する支援や地域関係者のネットワークづくりなどを行っております。町におきましては、令和5年度から町の社会福祉協議会に委託し、こうけんセンターおくたまを設置しております。

1点目のこうけんセンターおくたまに寄せられている相談について、相談後にどのような支援判断がなされているのか。その結果を町はどのように把握・検証しているのかについてですが、推進機関においては、実施した相談及び支援等の業務を記録し、町に対して業務報告を月ごとに行うこととしており、各業務の実施件数と相談内容の概要の報告を受けております。

また、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、民生児童委員、障害福祉関係者、高齢者施策関係者、町福祉保健課職員、地域包括支援センター職員の9人により構成された運営委員会を設置し、年2回の会議を開催しており、事業報告を行うとともに、個別の相談事例の共有を行い、専門職から意見を聞くことで円滑な事業運営を図っています。

推進機関における令和8年1月末時点の実績といたしましては、成年後見制度の利用相談が12件、判断能力の不十分な方々の権利擁護相談が118件となっております。

2点目の本人や家族、支援専門職から成年後見制度の利用に関する相談があった場合、制度案内を行う、または行わない判断はどのような基準に基づいているのかについてですが、推進機関は、成年後見制度の利用相談、利用手続支援を行うとともに、制度の普及促進も担っており、制度利用を推進するための機関であるため、成年後見制度の利用相談があった場合には制度案内を行います。また、成年後見制度に関する相談以外にも判断能力の不十分な方々の権利擁護相談も実施しており、支援が必要な方の状況により成年後見制度ではなく、日常生活の範囲内で福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う地域福祉権利擁護事業の案内を行う場合もございますので、支援

が必要な方の状況に応じて適切な制度利用の案内をしております。

3点目の委託事業として判断のばらつきや支援に繋がらないケースを防ぐため、町は運営指針の明確化や見直しを行う考えはあるかについてですが、推進機関につきましては、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱に基づき、判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的として事業を実施しており、推進機関による判断のばらつきや支援に結びつかないケースが発生することは、制度本来の趣旨を損なうものであり、防止すべき課題であると考えます。

推進機関の運営については、年2回開催する運営委員会において事業の専門性、客観性、透明性を確保し、推進機関の運営に対しての審議を行い、適切な運営を図っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） ご答弁承知いたしました。

では、私から再質問として2点伺います。

①の答弁として、推進機関からは毎月、相談件数や概要の報告を受けているとのことですが、数字の把握にとどまっているのではないかと存じます。どれだけの相談が成年後見制度の申立てや地域福祉権利擁護事業など、具体的な支援に繋がり、その結果として、町民の生活の安定や権利擁護にどう寄与したのかまで検証、評価する仕組みが十分とは言えないかと感じております。

高齢化率が極めて高い本町においては、相談件数だけではなく、実際に支援に繋がった割合や支援に繋がらなかった理由を把握し、委託業者として社会福祉協議会に改善を促進することが重要と考えます。

そこで、こうけんセンターおくたまの業務について件数、概要に加え、制度利用や支援に繋がった割合、支援に繋がらなかった要因を町として分析し、その結果を踏まえて社会福祉協議会に具体的な改善指導を行うなど、町民が不利益を被らないよう検証と改善のサイクルを構築していくお考えはないか、伺います。

また、2問目として、一般質問③委託事業として判断のばらつきや支援に繋がらないケースを防ぐため、町は運営指針の明確化や見直しを行う考えはありますかに対しての答弁として、東京都の要綱に基づき事業を実施し、運営委員会の審査を通じて専門性、客観性、透明性を確保しているとのことでした。一方で、町民からは、相談に十分寄り添ってもらえなかった、申立てや書類作成についてもっと具体的な支援があれば利用できたのではな

いかといった声もあり、制度の趣旨や運営委員会の議論が現場の支援の中身に十分反映されていない懸念もあります。

高齢化率が5割を超える本町の状況を踏まえると、他自治体のより厚い成年後見制度利用支援や申立て支援の取組も参考にしながら、本町にふさわしい運営方針や支援水準を検討することが重要だと考えます。

そこで、運営委員会での審議に加え、他自治体での成年後見制度支援の状況や支援水準を調査、比較し、本町の高齢化率や地理的条件に見合った、より効果性のある運営方針、支援内容を町として再構築した上で、委託先である社会福祉協議会に公的機関としての責務と役割を改めて徹底し、町民が不利益を被らないよう制度運用の改善を図るお考えはどうか、伺います。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番、森田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。こうけんセンターおくたまの事業実績については、令和8年1月末時点での実績は、新規の成年後見制度の利用件数が4件、判断能力の不十分な方の権利擁護相談が8件でございました。新規相談のうち、成年後見制度利用に向けて専門職に繋がった実績が2件、地域福祉権利擁護事業の契約を行った実績が1件でございます。

推進機関の業務の評価につきましては、運営委員会において専門職からの意見を伺うことで実施しておりますが、年2回開催のため、全ての事例に対して評価分析を詳細に行うことが難しいところもございますので、運営委員会とは別に担当者レベルでの連絡会を定期的に開催することで事例の共有と分析を行い、運営の強化を図ってまいります。

次に、2点目でございます。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業といった権利擁護の支援に関しては、本人の意思決定支援として本人の意向を尊重する点が重要となりますので、本人の意向に沿った支援を行った結果、相談のあった全てのケースにおいて必ずしも家族や支援者等の相談者が希望した制度利用に繋がるわけでないことをご理解いただければと思います。

こうけんセンターおくたまの運営については、議員ご提案の他自治体の状況や支援水準を把握することは今後の運営強化について重要なことであると認識しております。他自治体における推進機関の運営については、東京都主催の推進機関連絡会等で把握し、1点目で該当いたしました連絡会で検討し、運営の強化を図ってまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 森田議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありま

すか。

○3番（森田 紀子君） 再々質問の質問になるか分かりませんが、お願いを込めて述べさせていただきます。

本日のやり取りを通じて、運営委員会とは別に担当者レベルでの連絡会を定期的を開催し、事例の共有と分析を行うことで、運営の強化を図るとのご答弁をいただきました。この取組が成年後見制度を利用する方々にとってより分かりやすく、相談しやすく、そして、実際の支援に繋がりやすい仕組みづくりへと繋がることを期待しております。

今後も高齢化が進む本町において一人一人の権利が尊重され、安心して暮らし続けられるよう成年後見制度の運用改善に継続して取り組んでいただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、3番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

次に、7番、小峰陽一議員から2問の通告を受理しており、質問を許します。7番、小峰陽一議員。

〔7番 小峰 陽一君 登壇〕

○7番（小峰 陽一君） 7番、小峰です。

それでは、2問質問させていただきます。

まず1点目ですけど、特定地域づくり事業協同組合の設立についてであります。

特定地域づくり事業協同組合とは、人口減少地域で複数の事業者が組合をつくり、組合事業所の人手不足の解消や移住者への仕事をあっせんするなど、マルチワーカー（いろいろな仕事をするということです）に働ける機会を増やすことで、安定した生活ができることを目指す。また、組合運営費用は、一定の要件の下で国などから財政的支援を受けることが可能とされております。こうした取組により移住の増加に結びついている事業体が数多くあります。

この制度は、令和2年にはじめて5つの組合が登録され、その後、全国的に広がりを見せております。総務省制度資料によると、令和7年12月1日時点で全国に136組合が登録されております。近隣県では、埼玉県が1件、山梨県が2件登録されており、そのうち1件は、丹波山村のたばやま副業協同組合が活動を開始しております。

当町でもこうした事業を展開していき、人口減少の歯止めとして移住・定住に繋がればと思います。

先日、過疎対策の予算が公表されましたけど、東京都がきちんと予算措置もしておりますので、そこら辺は活用をしたらいいかというふうに思います。答弁をよろしくお願ひし

ます。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7番、小峰陽一議員の一般質問の1問目、特定地域づくり事業協同組合の設立についてお答えいたします。

特定地域づくり事業協同組合制度は、令和2年6月4日に施行された地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき創設されたもので、過疎地域等の人口が急減している地域において、人手不足に悩む複数の事業者が協同組合を設立し、移住者などを無期雇用職員として採用し、季節や地域のニーズに応じて複数の事業者へマルチワーカーとして派遣する取組を行うことで、一定の給与水準の確保と年間を通じた雇用の創出が図られ、地域社会の維持及び地域経済の活性化を目的とした制度となります。

また、議員からもご説明がございましたとおり、都道府県知事の認定を受けることで、組合運営費の2分の1の範囲内で公費支援を受けることができます。具体的には、組合運営費のうち2分の1は組合員からの利用料収入となりますが、残りは国から特定地域づくり事業推進交付金として4分の1が、特別交付税で8分の1が交付されますので、残りの8分の1が市町村の実質的な負担となります。

ご質問の当町でもこうした事業を展開していき、人口減少の歯止めとして移住・定住に繋がればと思うが、町の見解を伺うについてですが、特定地域づくり事業協同組合を設立するためには、地域の4社以上の企業や個人事業主が発起人となり、設立後も組合員として主体的に関わる必要があること、事業計画を具体化し、円滑な組合の立ち上げに繋げるため、都道府県の関係部局や労働局、更には中小企業団体中央会等の関係機関との事前相談や調整等が必要となること、派遣職員や派遣先のコーディネーターとなる事務局体制を構築することなど、設立に向けた準備や課題があるとともに、地域の事業者が主体的に関わり、将来的に自立・自走が可能な運営組織となることを前提に制度設計をする必要があるため、当該組合設立に対する町内事業者のニーズの有無等も確認する必要があると考えております。

人口減少と少子高齢化が進行し、地域産業の担い手不足の課題を抱える当町において、特定地域づくり事業協同組合制度は、雇用の創出とともに、移住・定住を検討されている方の就労支援策としても有効な制度と認識しておりますので、先進自治体の事例等を参考に研究をしてまいります。

○議長（澤本 幹男君） 小峰議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（小峰 陽一君） 只今町長から詳しい説明がありました。地域の4社以上の発起人の募集が必要である。発起人が組合員となり、事業計画の立案をし、事務体制をつくる。関係機関と調整し、設立に当たっては長期の期間を要することは想像できます。

ただ、地域皆さんの雇用が増えること、移住者の増加により人口の増加へ繋がるなど、多くの利点が予想することができます。よって、設立に向けて研究を進めるというご答弁だったのですが、結論が出次第公表していただけますか。

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 7番、小峰議員からの再質問にお答えいたします。

町長から答弁にもございましたとおり、町といたしましては、先程小峰議員からもお話がございました設立に向けた準備や課題があり、時間がかかるというようなところもございます。また、地域の事業者が主体的に関わり、将来的に自立・自走が可能な運営組織となることが重要というふうに考えてございます。

しかしながら、議員からお話ございましたとおり、制度導入によるメリット等もございますので、地域事業者のニーズ等の把握を行いつつ、今後研究をしてみたいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 小峰議員、質問はこれで終了となりますますが、再々質問はありますか。どうぞ。

○7番（小峰 陽一君） ぜひ研究を進めてもらいたいと思うんですけど、時間がかかってもいいですから、公表できる体制が取とれたらぜひ公表してほしいというお問合せをしたんですけど、どうでしょう。

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 7番、小峰議員からの再々質問にお答えいたします。

時間がかかるかもしれないですけども、結論が出た場合は公表してほしいと、研究内容等を含め公表してほしいというご質問でございます。こちらの部分につきましては、事業の検討を進めて、公表ができる段階に来ましたら公表というか、ご説明をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 次に、2問目の質問を許します。

○7番（小峰 陽一君） では、2問目の施政方針についてお伺いします。

令和8年度奥多摩町長の施政方針では、第6期長期総合計画の実現に向けて、民間事業者との連携を図りながら、「私我先頭に立って」とあり、大いに期待するところでありま

す。施政方針について次の問いにお答えください。

消防団組織の在り方について具体的施策があればお伺いしたい。

自主財源である町税の収納については高水準がずっと維持されてきておりますが、これをぜひ維持するような体制をつくっていただきたい。

それから3番目として、庁舎建設については、一部の新聞報道では総額43億円との報道がありますが、次の問いに答えていただきたいと思います。

資金調達計画はどのようになっておるのでしょうか。

借入金の返済計画はどういうことになっておりますか。

それから、町民1人当たりの負担金額はどういうふうになっておるのでしょうか。

また、今年度事業の内訳については、昨年補正で2,000億円の予算が計上されておりますが、それについても事業の内容をお伺いしたいと思います。

それから、総額では50億8,000万ですか、9,000万ですか、そういう報告がありましたけど、その内容について年度ごとにどんな作業をしなきゃいけないのか、工事の内容が分かるような説明をできればお願いしたいと思います。

その中で、造作家具と聞き慣れない言葉が出てくるんですけど、それはどういう内容なのか、お聞きしたいと思います。

それから、4番目として、観光産業振興計画の新たな策定をするとありますが、現時点での構想があればお伺いしたいと思います。

それから、5番目として、移住体験住宅の建設についてお聞きします。そのうち建設費用は都の補助金を活用し、100%補助金としてというふう聞いておりますが、備品も補助の対象に含まれるのでしょうか。

それから、維持費は当然、この補助金の中に含まれていないような気がするんですけど、そこら辺はどうなっているのでしょうか。及び今回建設する若者住宅の活用の見込みをどういうふう考えておるのでしょうか。

それから、本件具体的に話しますと、入川のトラックの出入口のところの入るところのすぐ右側を川のほうへ下ったとこだと思うんですが、非常にダンプが多いんで、交通安全ということも考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思いますので、それも答えをお願いしたいと思います。

それから、6つ目として、役場組織の見直しについて。各課の責任分担を明確にするということで、新しい課が幾つかできますが、これは責任分担をはっきりすることについて重要だと思います。ただし、災害発生時の非常時において各課がお互い協力のできる体制

づくりをどのように構築するかというのは非常に問題となっておりますので、そこら辺も併せて伺います。

○議長（澤本 幹男君） 会議の途中であります。開会前に申しあげましたように、本日、東日本大震災の発生から15年目となり、2時46分に防災奥多摩からの放送がありますので、暫時休憩としまして、その際には議員はじめ全員でその場で黙祷をお願いしたいと思います。再開は黙祷終了後とさせていただきます。

暫時休憩とします。よろしく申し上げます。

午後2時39分休憩

午後2時47分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、7番、小峰陽一議員の第2問の質問は終了しましたので、答弁のほうからお願ひしたいと思います。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7番、小峰陽一議員の一般質問、施政方針についてお答えをいたします。

1点目の消防団組織の在り方について具体的施策があれば伺うについてですが、消防団員数は、社会環境の変化から減少が続いており、令和7年10月1日現在、全国の消防団員数は73万5,743人で、前年に比べ1万3,937人減少しております。

町における令和8年1月1日現在の消防団員数は219人で、前年に比べ21人減少しており、285人の定数に対する充足率は76.8%で、団員の確保につきましては厳しい状況にあります。

町消防団は、町内全域を受け持つ本部分団を含め7つの分団を有しておりますが、各分団の受持ち区域は自治会の区域に基づくものであり、団員数が減少し、団員一人一人の負担が増大する中、広大な面積を有する町の防災任務の一翼を担っております。

また、団員の在職年数は長くなる傾向にあり、団員の負担軽減が求められる中、昨年度は幹部会議を開催し検討した結果、令和7年度の町ポンプ操法審査会では、ポンプ自動車操法の部のみとして出動隊を減らすとともに、大会の終了時刻を繰り上げるなど負担軽減措置を講じました。

消防団組織の在り方に関しましては、消防団幹部等の間におきまして、これまでも度々議論されてまいりましたが、現時点において課題解消となる具体的施策には至っておりません。

しかしながら、昨今の火災現場において全団が出動し、団全体で対応するケースが増えている状況を踏まえますと、実団員数を基準としつつ、一定の消火活動ができる技術力の保持や相互連携を図るための方策を講じていく必要があるものと考え、そのためにはどのような組織体制が適しているかについて、今後も消防団幹部の皆様と連携するとともに、新たに設置される地域防災課も交えて検討を進めてまいります。

次に、2点目の自主財源である町税の収納については、高水準の維持が不可欠であるので維持すべきについてですが、昨今の物価高騰の影響や社会状況の変化などにより、徴収環境は厳しい状況にあります。町税は、町政運営の貴重な自主財源でありますので、引き続き高い収納率の維持に努めてまいります。

次に、3点目の庁舎建設事業についてのご質問ですが、まず庁舎建設整備事業の総事業費につきましては、2番、伊藤英人議員の一般質問の答弁でお答えいたしましたとおり、50億9,373万6,000円を見込んでおります。総事業費に対する現時点の資金調達計画につきましては、東京都の補助金では、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金を7,612万円、構造木質化の推進に関わるスプリンクラー設備等設置補助金を1,652万4,000円で見込んでおり、その他平成27年度から継続して積み立ててまいりました庁舎建設基金を19億5,507万4,000円、森林環境譲与税を財源とした森林環境整備基金を8,005万7,000円で見込んでおります。残りの29億6,596万1,000円のうち13億2,600万円は、東京都からの借入れを予定しております。一般財源につきましては、約16億4,000万円となり、その財源確保が重要となりますが、本町議会定例会の初日の施政方針でも申し上げましたとおり、東京都市町村総合交付金などのご支援がいただけるよう私が先頭に立ち、東京都をはじめ、関係各所へお願いし、財源確保を図ってまいります。

次に、借入金返済計画につきましては、先程申し上げましたとおり、現時点で東京都からの借入れを13億2,600万円で見込んでおり、令和8年度は6億2,000万円、令和9年度は5億7,000万円を予定しております。償還期間は25年となり、償還完了は令和34年度を予定しておりますが、毎年の償還額は約7,000万円で見込んでおります。償還に当たっては、減債基金の活用や積み増しを図り、計画的に進めてまいります。

なお、町民1人当たりの負担額等の考え方につきましては、先程2番、伊藤英人議員の一般質問の答弁の中でお答えいたしましたとおりとなりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、令和8年度の事業費の内訳についてですが、令和8年度一般会計予算の第2表継続費により年割額を計上しておりますが、内訳といたしまして、委託料では、新庁舎建設

工事監理業務委託費 7,000 万円のうち、令和 8 年度の年割額として 3,500 万円を計上するほか、立木伐採搬出等作業委託に 100 万円、新庁舎建設用地の合筆登記を行うための用地測量委託に 50 万円を見込んでおります。使用料及び賃借料では、伐採した立木の保管場所等を引き続きお借りするため、賃借料として 60 万円を見込み、工事請負費では、新庁舎建設工事費 39 億 1,000 万円のうち、令和 8 年度の年割額として 11 億 7,000 万円を計上しております。備品購入費では、新庁舎に配置する職員用の机や椅子、キャビネットなどの事務用備品の購入費のほか、多摩産材などを使用して製作する造作家具の購入費と合わせ、3 億 1,600 万円のうち、令和 8 年度の年割額として 6,320 万円を計上しております。

なお、ご質問の造作家具につきましては、主には 1 階、2 階の窓口カウンター、1 階町民ホールに配置する記載台やテーブル、ベンチ、議場や正・副議長室、議員控室、町長室等に配置する机や椅子及び収納家具など、伐採した町産材や多摩産材を使用して製作する家具となります。

次に、4 点目の観光産業振興計画の新たな策定をするとあるが、現時点での構想があれば問うについてですが、同計画の策定に向けて、奥多摩町観光産業振興計画策定委員会の設置に関する要綱を制定の上、第 1 回目となる委員会を 4 月に開催し、観光産業振興計画の策定に関すること、現行の観光事業及び産業事業の見直しに関することについて、私から同委員会に諮問をさせていただき、来年度中に答申を受けることを予定しております。

現時点の構想といたしましては、昭和 30 年の町制施行以来、観光立町を標榜する当町として事業の継続性の観点から現行の事業について評価をする中で、前期までの長期総合計画に定める愛宕山及び周辺環境の活用、放牧場など、当初の目的を達成できていない施設、木質バイオマス資源利活用システムの推進など、抜本的な見直しが必要な計画や事業はスクラップ・アンド・ビルドの観点からも廃止、もしくは再構築も含め、同委員会で審議いただきたいと考えております。

そして、計画の作成に当たっては、第 6 期長期総合計画におけるコンセプト「活性化」に関することはもちろんのこと、「効率化」に掲げる将来像、「リンク／シェアするまちづくり」においては、町の魅力をシェアするインバウンドを含めた観光客や関係人口に関する魅力発信の取組、「持続化」に掲げる将来像、「サステナブルなまちづくり」においては、資源を生かす大切にするまちづくりとして、森林再生事業、木質資源の活用、獣害対策や資源としての活用、観光ごみ対策などの視点も含めて答申していただきたいと考えております。

次に、5 点目の移住体験住宅の建設について問うですが、移住体験住宅事業につきまし

ては、2月20日に開催いただきました議会全員協議会での担当課からの説明及び4番、相田恵美子議員の一般質問への答弁と答弁内容が重複する部分もあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと存じます。

まず建設費用は都の補助金を活用するとしているが、備品も補助対象に含まれるのかについてですが、移住体験住宅の建設費用につきましては、東京都の当初山村地域における移住体験住宅整備補助事業補助金の活用を見込んでおりますが、本補助金の交付要綱では、本事業で整備した住宅及び交流施設の備品購入に係る経費につきましても補助金の交付対象として認められております。

移住体験住宅の建設費用につきましては、これから実施設計を基に積算をしていきますが、必要な備品の設置についても可能な限り補助金を活用したいと考えております。

次に、維持費の負担及び活用の見込みについてについてですが、維持費の負担においては受益者負担の原則を踏まえ、滞在期間中に発生する光熱費や消耗品などについては、使用料として利用者に負担していただくことを基本とし、一方で、移住体験住宅は、収益を目的とする施設ではなく、将来的な定住促進や地域活性化に繋げるための投資的事業であることから、具体的な維持費につきましては現時点でお示しすることはできませんが、維持管理に関わる費用につきましては町が負担し、管理してまいります。

また、活用の見込みにつきましては、住宅部分では、住宅や仕事探しの際の滞在拠点としての活用が中心となりますが、交流施設では、コワーキング機能のほか、先輩移住者との意見交換会など、移住希望者と町民との接点づくりの場としても活用を図ってまいりたいと考えております。

そのほかにも先進的な取組を実施している自治体も参考にしながら、事業を進める過程で更に活用方法も研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、本物件入り口付近における交通安全対策はについてですが、移住体験住宅を整備する入川への入り口は、大型車両の往来も多い場所であり、国道に出る際にも信号のない交差点という交通環境を踏まえ、工事期間中はもとより、オープン後の施設の利用者に対しましても十分に注意喚起を行ってまいります。また、大型車両を運行する関係事業者に対しても事業内容をご理解いただき、安全運行への協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の役場組織の見直しについて、各課の責任分担を明確にすることは重要だが、災害発生時などの非常時において各課が相互協力できる体制づくりをどのように構築するのか伺うについてですが、令和8年度の組織に関する事項につきましては、施政方針

及び議案第 17 号の課に関する条例の一部改正条例の審議においてご説明をさせていただきました。

議員からは、災害発生時など非常時において各課が相互協力できる体制づくりをどのように構築するのかとのご質問いただきましたが、町では令和 7 年 3 月に町防災会議での協議を経て地域防災計画を改定し、その概要につきましては、議員皆様に全員協議会でご説明するとともに、令和 7 年第 3 回町議会定例会では、この計画に付随する一般質問を 4 名の議員からいただき、私と総務課長からそれぞれ答弁をさせていただきました。

今回の地域防災計画の改定に当たっては、配備態勢の基準や災害対策本部組織の見直しなどを行っており、特に、災害対策本部に関して従来の計画では本部長室と 7 つの部で構成され、各部が一、二個の班に分かれ、各部・班の所掌事務を特定の課が固定して担当することとなっておりましたが、現在の計画では、部は廃止し、本部長室、本部事務局と複数の対策班で構成することとしております。

また、1 つの課が複数の班を担当することや 1 つの班を複数の課が担当する場合も想定しており、実際の災害時には、職員の参集状況等に応じて臨機応変に班編成を行い、災害対応に当たることとしております。

このように多様化する災害に柔軟に対応できる組織とするための見直しは図っておりますが、町全体に係る大規模災害が発生した際には計画どおりの対応とならず、困難な状況に陥ることは想像に難くないと考えます。

このため各課が相互に連携及び協力できる体制づくりについて、受援体制の整備も考慮しつつ、日頃から東京都をはじめ、他自治体や関係機関の有益な情報や取組事例なども参考にし、町の実情に合った事項は積極的に取り入れるなど、地域住民の安全・安心に資するよう努めてまいります。

○議長（澤本 幹男君） 小峰議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7 番（小峰 陽一君） 再質問をお願いしたいと思います。

まず移住体験住宅の建設の維持費の負担及び主要活用見込みはという問合せをしたんですが、活用の見込みの返答がなかったんで、お願いしたいと思います。見込みを想定するのは非常に難しいかもしれませんが、意気込みでも結構ですから、お答えを願いたいと思います。

観光産業振興計画で愛宕山の活用なんていう話が出ましたけども、どのように考えていますか。お聞かせ願いたいと思います。

それから庁舎の件ですが、今までの予算を見ると 50 億 8,542 万 3,000 円だと思うんで

すけど、今 50 億 9,000 幾らと言ったような気がするんですけど、それはどちらが正しいでしょうか。

造作家具を造るということで、大変費用もかかるんだと思うんですけど、極力費用を減らすということで、使えるものは使うという考え方をぜひしてもらいたいと思います。また、それにより引っ越し費用が相当かかるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺も考慮していただきたいと思います。

それから、資金調達借入金返金の内容ですけども、できれば表にまとめていただいて、その工事の年度ごとの工事内容が大まかでもいいですから、分かるとうりありがたいと思います。

それから、この庁舎建設の議題が上がった頃の話は、まず 30 億が行き来したんですね。そのうち 30 億が 36 億になったんです。どこかの新聞では 43 億になっているんですよ。開けてみたら約 51 億ということで、全体予算の 60% くらい占めている金額で工事やるわけですから、やはり町民に丁寧な説明が必要だと思います。町長自身がぜひ町民の皆さんに説明して理解をしていただきたいというふうに思います。

以上、ご回答をお願いします。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 7 番、小峰議員の再質問の 1 点目、移住体験住宅の部分でございますが、活用の見込みはということで答弁がなかったというようにお話かと思えます。

町長の答弁の中で、活用の見込みということでは、仕事ですとか、住宅探しの際の活動拠点は居住棟のほうになりますが、それ以外の交流施設のほうではコワーキング機能のほか、先輩移住者との意見交換の場ですとか、移住希望者と町民の接点づくりの場として活用を図っていききたいというようなことをご説明をさせていただいたところであります。

また、それ以外にもということでは、今、数字的な部分どのくらい活用の見込み、どのくらい受入れができるかというところは、正直まだ分かりかねるところではございますが、意気込みでもということでお話もありましたので、この施設、なるべく多くの方に使っていただけるように、PR というのは非常に大事なことだと思いますので、今後 PR の仕方なんかもいろいろと考えながら進めてまいりたいと思っております。

このコワーキング機能なんですけれど、一応事前の調査の段階では、今リラックスのできる仕事環境が求められているということで、こういった自然の中にあるこういう施設というところでもありますので、そういったところもぜひ PR をしながら、この事業を頑張

って進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほういただければと思います。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 7番、小峰議員の再質問2点目についてお答えをいたします。

町長答弁の中で、観光産業振興計画の策定に向けての構想で、前期までの長期総合計画に定める愛宕山及び周辺環境の活用ということで、昨年度までの第5期長期総合計画の中で、森林セラピーの事業の推進と健康と癒やしの環境の保全ということで、奥多摩駅近くの多くのハイカーが訪れる愛宕山周辺の環境整備に関する関係機関への要請を行うとともに、周囲の遊歩道を整備し、多くの観光来遊者を誘致しますという形で前期の長期計画に位置づけがございます。

こちらについて愛宕山の登記園地は都の環境局の所管でございますので、今後、前期の計画ではございますけれども、継続性の中で今後、第6期長計に基づき、更には観光産業振興計画の中でこういった形でこの愛宕山の周辺登記園地活用ができるのか、改めて都の環境局とも調査・協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 7番、小峰議員からの再質問にお答えいたします。庁舎建設整備事業について何点かご質問いただいております。

まず庁舎建設事業費の総事業費ということで、先程町長からの答弁の50億9,373万6,000円とご説明をさせていただきましたが、50億8,542万3,000円とどちらが正しいのかというようなお話でございます。継続費として予算のほうに計上させていただいている事業費が50億8,542万3,000円ということでお出しはしているところなんですけれども、先程伊藤議員のご質問の中でもお答えをさせていただいたとおり、令和4年度が継続費ではなく単年度の予算として、庁舎建設基本計画策定支援業務委託などの予算を使って事業を進めましたので、それを合計した総事業費につきまして先程町長からご答弁を申し上げました50億9,373万6,000円というのが現時点での事業費の見込みということでご理解をお願いいたします。

続きまして、造作家具についてご質問いただき、町長からも答弁をさせていただきました。多摩産材、町産材を使わせていただいて家具を作成していくというものになります。

議員からは、事業費も高額になってきているというところもございますので、使えるものはなるべく使ってほしいというようなご質問かと思っております。事業費も確かに高額になってきてございますので、今年度発注に向けて検討のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、工事内容につきまして表にまとめて提出してほしいということでございます。こちらにつきましては表にまとめさせていただいて、皆様にお示しをさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） ご質問いただきました町民に対する説明ということで、相田議員さんからも同じ質問がありまして、町でも例えば下水道事業がずっと終わりました、今、返済をしていますけれども、一部地域には合併浄化槽であったり、そうでなかったり、できれば水源を管理している町としては、できるだけこの事業に参加してくださいとお願いをしています、なかなか 100%はいかない。そんな中で、奥多摩町という特徴ある町の政策としてやっているんだということを理解してもらうために全体の予算をかけて返済もしているという状況であります。

庁舎建設が全く同じとは申し上げませんが、伊藤議員の答弁にもありましたように、町民 1 人当たりというふうに試算しますと、やはり年度をまたいだ継続費も含めて総事業費で割り込むとああいふ数字にはなりますけれども、私も施政方針の冒頭で申し上げましたように、もちろん負債ではありますが、これを将来の投資として町民に資する事業だとして考えておりますので、このあたりも併せてご理解をいただきたいと思います。

それから、例えば説明会を開くとなると、どうしても広報の焼き直しですとか、先程の継続費のものを印刷したものを配るとか、そういうところに終始してしまいがちな部分もありますので、これは、本当に私の私案ではありますが、例えば建設が始まった段階で学校にお願いして、氷川小学校の校舎側から今の時点ではこういうことだと、ここにこれだけの予算が今かかっておりますよというふうな、そういう継続的な説明のほうに効果があるのではないかと。1つの場所に集まって資料で説明するというのはなかなかご理解をいただきづらい部分もあるのかなと思っています。ただ、これには議員皆様、それから職員と計画を立てて、よりよい説明方法を考えてやってまいりたいと思いますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（澤本 幹男君） 小峰議員。

○7番（小峰 陽一君） まず庁舎建設関係なんですけど、やはり 51 億かけてやるのに、町民1人当たりの負担額というのは、おおよそでもいいから出してやらないと、我々ほどのぐらいお金を負担しているんだと、わかんないですよ。

それと 51 億をちゃんと使うなら事前に説明してもらいたいですよ。途中経過を見てくださいじゃ、これ済まないと思うんだよね。30 億から 36 になって 51 になって、これどうしてこんなに上がっちゃうのというのは、ちゃんと事前に説明してもらわないと、町民の皆さん納得しないと思うんですよね。ぜひそこら辺をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（澤本 幹男君） 答弁はございませんか。副町長。

○副町長（井上 永一君） 小峰議員からの再々質問で、事前に説明をとということがございます。いずれにしても1か所に集まってやるのがよろしいのか、また、資料等事前に細かくまとめたものをお示しして、それを確認して、なかなか1か所に集まってということでも庁舎建設の説明会等でも、大勢の方が集まってその部分、拝聴いただいたということでもなかったように感じておりますので、逆にそのような形で内容等をまとめて配布をさせていただくというような方法も1つかと思いますので、その辺り調整させていただければと思います。

○議長（澤本 幹男君） 小峰議員におかれましては再々質問ということでありましたので、以上で、7番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時30分から再開いたします。

午後3時18分休憩

午後3時30分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、大澤由香里議員から3問の通告を受理しております。質問を許します。5番、大澤由香里議員。

〔5番 大澤由香里君 登壇〕

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

通告にしたがいまして、私からは3問質問させていただきます。

まず最初に、施政方針について質問いたします。

町は、昨年6月、株式会社さとゆめ、株式会社エイチ・アイ・エス、沿線まるごと株式会社の3社と新しい目的地づくりに関する包括連携協定を締結しました。連携の一環として、株式会社エイチ・アイ・エスからの企業派遣型地域活性化起業人の受入れを昨年11月から行っています。企業派遣型地域活性化起業人とは、3大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が協定書に基づき、社員を地方自治体に6か月から3年間派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら、即戦力人材として地域活性化業務に従事する総務省が推進する制度です。

町長の施政方針では、来年度も受入れを継続し、観光振興分野における各種事業の推進に向けて官民連携の中心的な役割を担っていただきたいと表明されました。エイチ・アイ・エスからの企業派遣型地域活性化起業人について、現在、観光産業課職員や観光協会をはじめ、町内関係機関の皆様と積極的にコミュニケーションを図るとともに、民間の視点から町の既存事業に対し、改善点などの提案をいただいているとのことですが、具体的にどのような提案でしょうか。また、今後期待する具体的な業務内容について伺います。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、大澤由香里議員の一般質問の1問目、施政方針についてお答えいたします。

議員からは、私の施政方針における企業派遣型地域活性化起業人に関してご質問をいただいたところですが、先程3番、森田紀子議員の一般質問、地域活性化起業人制度の活用後の経過についてでお答えしたところであり、一部内容が重複しますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

まず民間の視点から町の既存事業に対し改善点などの提案とあるが、具体的にどのような提案かについてですが、昨年11月、観光産業課観光商工係付観光産業振興アドバイザーとして着任後、観光産業課職員とともに町内視察され、特に観光施設や遊歩道などの周辺に設置しております全ての案内看板・標識を確認いただく一方、奥多摩観光協会や青梅商工会議所での会議のほか、株式会社さとゆめが町内で実施されている企業研修にもオブザーバーとして出席されるなど、週5日フルタイムで業務に従事していただいております。

それらを通じて町の観光振興における課題を認識される中、現時点の具体的な提案といましては、インバウンド誘客に向けて駅前や観光施設周辺における観光案内看板・標識の多言語対応、また、町として観光協会や観光事業所と連携した訪日外国人向けのツアー

一の実施、その実現に向けては派遣元である株式会社エイチ・アイ・エスとの連携も模索いただいております。

一方、冬季の誘客に向けては、既存の冬季観光客誘致宿泊助成事業について過年度分も含むアンケートの分析から、星空観察のイベントや奥多摩の豊かな自然を生かした体験型施設の整備もしくは体験イベントの開催、多摩川の溪谷沿いに一息つけるカフェスペースの創出などの提案のほか、東京観光財団における助成金メニューを活用した取組事例の提案を所管課である観光産業課において受けているところであります。

また、インバウンド誘客及び冬季誘客の課題解決に向けた改善点の共通事項として、観光資源の情報発信、特にSNSの活用がより一層必要であるとの提案を受け、観光産業課職員との意見交換では、現在、町内においては町役場のインターネットホームページのほか、観光協会はX（旧ツイッター）、おくたま地域振興財団はフェイスブックを活用していることから、今後、試行的にユーチューブのショート動画配信に向け準備をはじめると報告を受けております。

次に、今後期待する具体的な業務内容についてですが、まず前段でお答えしました既存事業者等に対する改善点のうち、予算を伴い、継続的に財源を確保する必要な取組もございますが、行政にはない民間の視点からの改善の提案であることから、ぜひともその実行に向け、観光産業課職員とともに引き続き知恵を絞っていただきたいと期待しております。

また、インバウンドを含めた新たな観光コンテンツの造成、宿泊を伴う滞在型ツアーの実施を派遣元である株式会社エイチ・アイ・エスをはじめ、おくたま地域振興財団や奥多摩観光協会とも連携の上実施していただき、更なる観光客の誘客を図るとともに、観光客に限らず、株式会社さとゆめ及び沿線まると株式会社との連携では、関係人口の創出に向けても具体的な提案をいただきたいと考えております。

そして、何より施政方針でも申し述べさせていただきましたが、地域活性化起業人や連携協定を締結した株式会社さとゆめ、株式会社エイチ・アイ・エス、沿線まると株式会社とも協力・連携し、第6期長期総合計画にうたう将来像の1つである「挑戦できるおくたま」やコンセプト「活性化」を実現するため、観光施策及び農業、林業、水産業等も含めた町の産業振興施策の今後の方向性を定める観光産業振興計画の策定はもちろんのこと、具体的な事業展開に向け、アドバイザーとして官民連携の中心的な役割を担っていただきたいと、私自身大いに期待しているところであります。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） 看板等の見回りからSNS等のPR発信、これはすごく奥多摩

町に足りないところだと思いますので、今答弁を聞いて非常に期待をするところです。

1点質問させていただきます。町内の観光事業者からは、さとゆめが町に特別優遇されていて、自分たちは蚊帳の外という印象が否めないとの声があります。観光の町として挑戦できる奥多摩や活性化を実現するために、3者だけでなく、あらゆる観光業者の横の繋がりが連携、情報共有ができる体制づくりが必要ではないかと考えます。企業派遣型地域活性化起業人の方には、その体制づくりの役割も担っていただきたいと思います。先程の森田議員の一般質問の答弁を聞いて、そういう方向に動いてくれているのかなと期待したところですが、町の見解を伺います。

○議長（澤本 幹男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 5番、大澤議員の再質問にお答えをいたします。

議員からは、さとゆめとの連携協定に基づいて、町民の中からのご意見として特別優遇ではないかというようなお話もいただいたところでございますが、観光産業課所管といたしましては、さとゆめについては、沿線まるごとホテルを鳩の巣荘を拠点として古里付のレストラン棟、更には宿泊棟という形で、出資としてはさとゆめに限らず、公共交通であるJR東日本も出資もされているという事業者でありますので、そういったJRとの連携等も含めると、さとゆめとの連携は重要であるというふうに考えているところでございます。

一方で、もちろん観光立町ということで、町制施行70周年ということの中で、もともとの事業者の皆様との連携、もしくは公設民営という形で各多摩川支流の釣場等もございませけれども、そういった施設との連携もやはり重要でございます。

そういった中で、地域活性化起業人、小林様に年明け以降、町内の事業者をヒアリングしていただく中でも、そこにはあえて町の職員が同行しないで、小林様1人でヒアリングを行っていただきました。その経緯としては、役場職員がいますと、なかなか遠慮なくご意見いただけない部分もあるのではないかというところと、あと着任いただいた即戦力ということで、十分責任を持って任せるというところがございましたので、小林様に昨年暮れの12月の観光協会の理事会にまず出席をいただいて、そこで正副会長はじめ理事の皆様にもご理解いただいて、事業者へのヒアリングを今進めたところです。

そういった中でも、率直な業者さんの意見として、移住・定住されて新たに観光業を営まれている方と、これまで町内で観光業をなりわいにされている方との距離感といいますか、そういったものも感じるというふうに小林様のほうに率直な意見としてございました。企業人の小林様からも、このままでは二極化に繋がるのではないかというような懸念も

観光産業課の中では報告を受けておりますので、来年度策定します観光産業振興計画の策定の中においても、そういった二極化、溝にはならないように広く町内の観光事業者の皆様のご意見を観光協会等を通じて、議員からおっしゃられるように、観光協会の中でも事業者さんと協会との中での繋がり、各観光事業者との繋がりもなかなかないというようなどころもありますから、今回の計画策定を通じて、そういった観光事業者の横の連携も図れるような形で事務局として努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○5番（大澤由香里君） ありません。

○議長（澤本 幹男君） 次に、2問目の質問を許します。

○5番（大澤由香里君） 2問目の質問に移ります。高齢者の足の確保について、ささボラ利用券で支援をと題して質問いたします。

今、当町では、在宅で生活する65歳以上の方で医療機関への通院が困難な方を対象に、町内の医療機関への通院送迎サービスサービス、外出支援サービスを社会福祉協議会に委託して実施しています。家の前から医療機関まで無料で送迎してもらえると大変喜ばれている事業です。

しかし、町外の医療機関への通院については対象外です。そこを補う制度として地域さえあいボランティア制度があります。援助を受けたい人（利用会員）に対して援助できる人（協力会員）が有償で支援する制度です。医療機関への送迎を依頼した場合、こちらでも家の前から医療機関まで送迎してもらえるので大変ありがたい制度ですが、利用者から使いづらいという指摘がありました。平日の7時から19時までですと、30分当たり500円の利用料が必要ですが、仮に青梅総合医療センターへの通院の場合、往復を依頼すると、診察時間の間も料金が発生するため、1回に4,000円ほどかかります。往路だけにすると300円の加算で済みますが、復路のみの依頼はできないため、歩くことが困難であったり、電車やバスの乗車が困難な方は往復で申し込むしかありません。複数の疾患でかかっている場合、1.5か月から2か月に1度通院しなければならず、交通費だけで年に二、三万円ほどかかります。これが診療代と合わせて重い負担となっています。

生活が苦しいと相談のあった高齢者の方からは、通院にかかる費用が重い負担となっているので、通院しないで家でじっと死ぬのを待つようだという悲痛な声も寄せられました。現役時代に必死に働いて社会に貢献してきた人が高齢になって様々な病気を発症したとき

に、医療にかかることを諦めてしまうような社会であってはならないと思います。

過去に何回か高齢者の医療費補助の質問をさせていただきましたが、困難との回答でした。医療費補助が難しいのであれば、せめて町外の医療機関にかかるささえあいボランティアの利用料に対する支援はできないでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の高齢者の足の確保について、ささボラ利用券で支援についてお答えをいたします。

地域ささえあいボランティアの利用料に対する支援については、これまでも度々議員皆様から議会の中でご質問をいただいているところでございますが、この地域ささえあいボランティア事業については、少子化や若者世代の流出に伴う高齢化の進行による地域力の低下を防ぎ、高齢者等の社会参画や外出の機会を設け、心身の健康と地域の活性化等を図ることを目的とし、買物や金融機関、趣味、娯楽から冠婚葬祭など、高齢者皆様の移動等のニーズに応えられるよう事業を利用する方、協力できる方を利用会員、協力会員として登録いただき、マッチングをする事業となっております。

ご承知のとおり、この事業は住民皆様の善意により成り立っており、利用料を介在させることで気兼ねなく利用できるよう平成 26 年度に制度化したもので、令和 6 年度末の実績では利用会員が 204 名、自家用車を利用した送迎を行う特別協力会員は 49 名、利用回数は 806 件で、いずれも制度開始以来増加傾向にあります。

令和 6 年第 1 回町議会定例会の一般質問において、高橋議員から地域ささえあいボランティア事業の利用者負担の軽減についてご質問をいただき、財源の確保や支援の方法について引き続き検討させていただき、旨をお答えさせていただいたところでございます。

その後の担当課における検討状況についてですが、利用実績について利用料金の部分を見てまいりますと、直近の令和 7 年 12 月の実績では 42 件の利用、利用料金の合計は 10 万 3,850 円であり、1 回当たりの平均は約 2,472 円となっているものの、1 回の利用に係る料金は行き先や利用内容により様々であります。

また、一方でここ数年、利用会員の利用希望が増加し、これに対して車での送迎が可能な特別協力会員の確保が課題となっている状況でございます。

これまでに利用者の負担軽減として、車での送迎等を利用した場合の保険代相当分の 1 回 50 円の加算を令和 5 年度から廃止した経緯がございますが、現在の料金設定が適切であるかの検証も必要であると考えております。

以上のことから、利用料に対する支援の実施については、利用券の発行や利用料金に対して一定の割合を助成するといった方法、また、病院の待ち時間等に対して何らかの補助を実施するなど、様々な方法が考えられますが、いずれにいたしましても事務の負担や財源の確保、また、利用希望の増加と特別協力会員のバランスの問題も含め、引き続き検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） 再質問させていただきます。今後、検証・検討するということですが、高齢者のニーズは待ったなしです。ぜひ前向きかつ迅速に検討していただきたいと思っておりますが、具体的にどのような手順を踏んで検証・検討を行い、いつ頃までに結論を出すのか、お答え願います。

また、ここ数年、利用会員の利用希望が増加し、これに対して車での送迎が可能な特別協力会員の確保が課題となっているとのことです。今後高齢化がますます進む中で、送迎の需要は高まると思われますので、協力会員の募集をもっと積極的に行うことが必要ではないかと考えます。協力会員の申込み方法ですが、社会福祉協議会に問合せしないと詳細が分からない状況です。特に特別協力会員は免許証と任意保険、車検証の写しが必要ですが、これらをそろえて申し込むということがあらかじめ分かっていたら、福祉会館の窓口を訪れるのは1回で済みます。様々な制約等があるかもしれませんが、可能であれば、福祉会館はもちろんのこと、きこりんや役場、文化会館、病院など多くの町民が訪れるあらゆる場所に、ボランティア募集のチラシと申込み用紙を設置してはいかがでしょうか。年に1回くらいは自治会の回覧で回してもいいかと思っております。

また、これは社会福祉協議会内での運営方法になりますが、現在は利用会員が社協に利用申込みをすると社協の職員が対応可能な協力会員を一人一人当たって探している状況だと思います。社協の担当職員と協力会員のLINEグループをつくって一斉に呼びかける方法をとれば、手間も時間も短縮できるのではないかと考えます。そうすれば病院からの帰りの送迎のみの協力会員も容易に探せるのではないのでしょうか。この場合、地域ささえあいボランティア制度の「出発地は町内に限る」という取決めを「出発地及び降車地は町内に限る」と修正する必要があるかと思っておりますが、いかがでしょうか。町の見解をお伺いします。

○議長（澤本 幹男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5番、大澤議員の再質問にお答えいたします。

1点目ですが、利用料の支援等について具体的にどのような手順を踏んで検証・検討を

行い、いつ頃までに結論を出すのかについてでございますが、町といたしましては、今年の夏頃を目途に利用会員に対するアンケート調査を実施し、利用者のニーズを把握し、改善に努めてまいります。

次に、2点目ですが、特別協力会員の確保や登録方法の周知については、議員からご提案をいただいたように福社会館や保健福祉センター等に入会申込書やチラシを設置する方法や自治会館案は可能と考えておりますが、各施設においてはスペース等の都合もありますので、調整の上、可能な限り対応させていただきたいと考えてございます。

3点目ですが、利用会員と特別協力会員のマッチングの方法については、LINEグループの活用、また、現在は出発地を町内に限定しているところですが、町外の病院等からの帰りのみの利用を可能と可能にするなど、事業に対するご提言をいただきました。LINEグループの活用については、既に登録いただいている特別協力会員の皆様についても高齢化が進む中で対応可能かどうかの確認が必要なことや、利用会員の中には毎回同じ方をお願いしたいという要望をお持ちの方もおられること、また、町外からの出発を可能とすることについては、どの程度のニーズがあるかなど、来年度実施する予定のアンケート調査の中で併せて調査を行い、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

○5番（大澤由香里君） ありません。

○議長（澤本 幹男君） 次に、3問目の質問を許します。

○5番（大澤由香里君） 3問目を質問させていただきます。「おくたま！こどもの習い事&チャレンジガイドブック」の今後の活用について質問いたします。

移住してきた町民から、子どもに習い事をさせたいけれど、どんな習い事がどこで、いつ行われているのか分からないという言葉聞くことがしばしばあります。

2025年、令和7年の第1回定例議会の私の一般質問において、そういった町民の声を受けて習い事等が網羅されたガイドブック的なものを作成してはかがかと質問いたしました。

町からは、ママ友との繋がりを生かした情報も活用していただきたい。ガイドブックの作成については今後検討するとの回答でしたが、今年度のまちづくり推進事業において、町民の方がすばらしいガイドブックを作成してくれました。このガイドブックは、移住者

を含む子育て世帯が地域の情報に円滑にアクセスするための有効なツールであり、子育て環境の見える化に繋がるものと考えます。

そこで、このガイドブックを活用し、子育て世帯の移住・定住に繋げていく考えがあるのか、町の見解を伺います。

○議長（澤本 幹男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3問目の「おくたま！こどもの習い事&チャレンジガイドブック」の今後の活用についてお答えをいたします。

大澤議員からは、令和7年第1回町議会定例会の一般質問、施政方針について、若者の定住推進のための再質問において、子どもに習い事をさせたいと思っても、どんなものがあるのか分からない。また、場所もよく分からないといった移住者からの声をご紹介いただき、また、習い事や公園の場所等の情報が一覧で分かる冊子やサイトなどをつくってほしいという声もあることから、これらが網羅されたガイドブック的なものを作成してはどうかというご提案をいただきました。

当時の若者定住推進課長からは、これらの情報を得るには、ママ友との繋がりや口コミでも繋がりができますので、こういった情報も活用していただきたいということもありますが、ガイドブック等につきましては、今後検討させていただきたいとご答弁を申し上げました。

現状では、移住・定住をお考えの方から寄せられるお問合せにおいては、町内でどのような習い事や体験ができるかといったご質問も度々あり、担当職員が分かる範囲で対応している状況です。

こうした中、令和7年度奥多摩町まちづくり推進事業の支援金を受け、町民の方が「おくたま！こどもの習い事&チャレンジガイドブック」を製作されました。このガイドブックにつきましては、製作された方のご厚意で、移住してこられる方に配ってもらえればと、100部ほど若者定住推進係にご提供いただきました。私も拝見させていただきましたが、非常によく内容がまとめられたガイドブックであると思っております。

1月31日から2月1日にかけて移住体験ツアーを実施いたしましたが、この際に、参加者への説明資料として配布し、活用させていただきました。また、移住・定住の相談を受ける中において習い事等にご興味をお持ちの方に対しては、このガイドブックを活用させていただき、情報提供を行っております。

今回ご提供いただいたガイドブックは部数に限りもありますので、今後も必要に応じて、

移住・定住を考える方に対し、習い事や体験を紹介する資料として有効に活用させていただきたいと考えております。

町といたしましては、引き続き若者の移住・定住に繋がるような事業を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） 今年度は有効に活用されたということでした。課題は、今年度限りで終わらせないということです。今後も活用するということでしたが、このガイドブック、中を見ますと、今年の1月から3月、行事予定なんかも入っておりまして、来年度にはそれが当てはまらないということもあります。

山のふるさと村やチャレンジ奥多摩などのイベントなんかも載っています。小学生の今の学年を乗った声なども載っています。これを毎年更新して発行していただきたい。この1冊があれば、奥多摩で体験できることなら得ることが分かり、他地域から移住を考える子育て世帯への積極的なPRにもなります。

ぜひ来年度以降も情報をアップデートしながら発行を継続し、移住・定住に役立てていけるそういう仕組みを町のほうでぜひつくっていただきたいと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（澤本 幹男君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 5番、大澤議員の再質問にお答えをいたします。

このガイドブック、毎年更新してアップデートして移住定住のPRに繋がるような仕組みをつくってはどうかというご提案でございますが、このガイドブックを町が引継ぎまして、ここで更新をするというのはなかなか難しいというふうに思っております。

ただ、町のほうでは令和8年度に移住・定住のパンフレットの更新といたしますか、作成を考えておりますので、今回この町民の方が作成されたガイドブックのデータ等、町のほうにご提供いただけるようなことであれば、このパンフレットの中で、こういった情報も紹介をしていければなというところを考えていきたいなというふうに思っております。

その際にはこのガイドブックを作成された方にもご相談をさせていただきながら進めて検討していきたいというふうに思っておりますので、お願いします。

また、こういったものは冊子ならではのよさというところはあるかと思うんですが、情報が古くなった際の更新の費用ですとか、そういったところもありますので、電子媒体での紹介ですとか、そういったところも1つの方法かと思っておりますので、そういった部分についても検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澤本 幹男君） 大澤議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問はありますか。

以上で、5番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は、全て終了いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月18日となっておりますので、明日から3月17日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、明日から3月17日までの6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、3月18日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員